

令和 8 年 10 月 14 日

城里町議会議長 片岡 藏之 様

議会運営委員会委員長 加藤木 直

議会運営委員会視察研修報告書

このことについて、下記のとおり実施しましたので、概要を報告いたします。

記

- 1 調査目的 議会改革・議会活動状況について先進事例を見聞し、本町議会運営の参考にするため。
- 2 実施期日 令和 8 年 8 月 3 日（月）～ 4 日（火）
- 3 調査地 山形県東村山郡中山町議会
- 4 調査概要

（1）中山町について

中山町は山形県の中央部、奥羽山脈と出羽丘陵に囲まれた村山盆地にあります。県都山形市の北、天童市の西、寒河江市の南に位置し、村山盆地の中央部に位置します。

町の北を山形県を代表する母なる川「最上川」が流れています。最上川は地域に暮らす人々の生活にも大きな影響を与え、北前船が往来した時代から最上川を利用する舟運が盛んに行われ、各地に京都の文化が色濃く残っています。

●面積 31.15 km² ●人口 10,131 人（令和 8 年 5 月 31 日現在）

（2）議会の概要（令和 8 年 4 月 1 日現在）

●議員数 10 人

●委員会 総務文教常任委員会（5 人）
厚生産業常任委員会（5 人）

議会広報常任委員会（５人）

議会運営委員会（４人）

議会活性化特別委員会（９人）

●議員報酬月額 240,000 円

（３）議会改革について

中山町議会では、議会の活性化及び議員のなり手不足対策の必要性が強く意識されており、令和６年６月定例会において、議員発議により「議会活性化特別委員会」の設置が提案され、全会一致で可決・設置されました。

特別委員会では、議員向けアンケート調査の実施、研修及び先進地への行政視察に加え、町民アンケートや各種団体との意見交換を行い、その結果を踏まえて重要事項及び検討項目を選定し、議会改革に向けた検討を進めていました。

また、特別委員会は、なり手不足対策を所管する「第１小委員会」及び、議案審議の充実並びに開かれた議会に向けた対応を所管する「第２小委員会」の２つで構成されており、約１年半の間に各小委員会が６回、特別委員会が１１回開催されていました。

議員のなり手不足については、現時点で定数割れには至っていないものの、定数に対して１名多い状態での選挙、または定数と同じ立候補者による無投票が継続している状況が見られ、多様な人材が議員を目指し、町民が選択できる選挙環境という観点から、将来への懸念があると認識しているとのことでした。要因の一つとして、議員報酬について３０年以上見直しがされていないことが挙げられました。

さらに、町民アンケートの結果を踏まえ、情報発信の充実や町民参加機会の拡大、政策提案への反映が図られており、具体的には、議会だよりのリニューアル、意見交換会の実施及び政策提言書の提出につながっていました。

（４）まとめ

中山町議会の議会改革は、議員向けアンケート、町民アンケート、研修・視察、団体との意見交換といった多面的な手法を組み合わせながら、検討項目を整理し、所管する小委員会により体系的に進めている点が特徴であり、実効性の高い取組として参考となりました。

また、なり手不足の問題を「定数割れ」に限らず、無投票や選択肢の狭さといった将来リスクとして捉え、情報発信や町民参加の拡大を含めて改革につなげていることから、城里町においても、町民の声を政策提案まで具体的に結び付ける仕組みづくりが重要であると感じました。

令和8年10月14日

城里町議会議長 片岡 藏之 様

広報委員会委員長 猿田 正純

広報委員会研修報告書

このことについて、下記のとおり実施しましたので、概要を報告いたします。

記

- 1 調査目的 議会活動に対する住民の関心と理解を深めることが求められている状況に鑑み、町議会広報の発展に資することを目的とする。
- 2 実施期日 令和8年8月28日（金）
- 3 研修場所 LINE CUBE SHIBUYA（渋谷公会堂）
- 4 研修概要 令和8年度 町村議会広報研修会（全国町村議会議長会）

（1）王寺町議会広報紙のリニューアル～その狙いと効果～

講師：自治体・議会広報アドバイザー 村田 大地 氏

講義では、王寺町議会広報紙のリニューアルに至った背景として、「読者の視点で情報が整理されていないこと」や「手に取ってもらえないこと」が課題であった点が示された。そこで、紙面は単に情報を掲載するのではなく、読まれることで伝わるように設計する必要があると説明があった。

具体的には、要点を絞った構成、見やすいレイアウト、写真や図を効果的に用いること、またユニバーサルデザインの観点から視認性を高める工夫が紹介された。

（2）議会広報紙のビフォーアフター

講師：インタビューライター 丘村 奈央子 氏

研修では、紙面をより良くするための着眼点として、読まれるための要素を「手に取りたいデザイン」「読んでもらえる見出し」「分かりやすい情

報」の3つに整理したうえで、実際の紙面を用いて確認していく流れが示された。特に、見出しや情報の出し方を工夫し、読み手が一目で構造や内容を把握できるようにすること、また情報量を適切にコントロールすることが重要だと説明があった。

また、紙面改善のセオリーとして、余白やメリハリを取り入れ、記事の区切りを明確にすること、易しい言葉で表現すること、さらに内容が伝わるように太字等で強調して端的に示すことなどが紹介された。加えて、見出しを大きくし色を揃える、袋文字は避けるといった具体的な見せ方の工夫も示された。

(3) 川西町議会 議会だよりの編集・作成方法

講師：山形県川西町議会公聴広報常任委員会 委員長 橋本 欣一 氏

研修では、川西町議会だよりの編集・作成にあたり、どのように情報を集め、整理し、紙面として形にしているのかが示された。まず、広報の取組を「読まれる紙面づくり」として捉え、住民の関心や理解につながる内容構成を重視している点が説明された。

次に、具体的な工程として、記事作成に必要な情報の収集から、原稿・レイアウトの検討、最終的な校正までをどのように進めるか、また編集上の工夫（読みやすい紙面構成等）について触れられた。加えて、紙面が単なる報告にとどまらず、町の魅力や地域の話題にも触れながら、住民にとって身近な媒体となるよう配慮していることが理解できた。

5 まとめ

本研修では、町議会広報紙のあり方について、具体的な事例を通じて学ぶことができた。特に、紙面は単に情報を掲載するだけではなく、「読者の視点で整理されていること」や「手に取ってもらえる設計」であることが重要であることが再確認できた。

また、紙面改善のポイントとして、読まれるための要素を「手に取りたいデザイン」「読んでもらえる見出し」「分かりやすい情報」の三点に整理し、見出しや情報の出し方、記事間の区切り、余白やメリハリの活用、分かりやすい言葉による表現、強調の工夫（太字等）といった基本的なセオリーを体系的に理解した。

さらに、実際の編集・作成の工程を学ぶ中で、情報の収集から原稿・レイアウトの検討、校正に至るまで、どの段階でも「読まれる紙面づくり」を意識し、住民の関心や理解につながる内容構成を重視することが、結果として紙面の質の向上に結びつくことを理解できた。

以上を踏まえ、住民にとって身近で分かりやすく、読み進めたい紙面となるよう、レイアウトや見出しの工夫、情報量の適正化、ユニバーサルデザインの観点も含めた視認性の向上に取り組んでいく必要がある。

報告第 19 号

専決処分第 5 号（損害賠償額の決定及び和解について）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償額の決定及び和解を下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 10 月 14 日 提 出

城里町長 上遠野 修

専決第 5 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償額の決定及び和解について、下記のとおり専決処分する。

記

- | | | | |
|---|--------|--|------------|
| 1 | 事故発日時 | 令和8年5月17日 | 午前10時00分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 城里町大字高根地内 | 町道8-0668号線 |
| 3 | 相手方 | 城里町大字高根在住 | |
| 4 | 和解条項 | (1) 過失割合 町 100% 相手方 0% | |
| | | (2) 損害賠償金額 金 51,370円 | |
| | | (3) 示談成立後は、本件事故に関する一切の異議申し立て、請求を行わない。 | |
| 5 | 事故の原因 | 相手方が運転する軽トラックの荷台に、作業員3名が交代で上がり、町道8-0668号線にかかっている枝を剪定していた。荷台にいる作業員が、高い箇所を電動チェーンソーにて切断した際、その枝が軽トラックのフロントに落下し、車体が損傷した。なお、この事業は、事前に区事業許可申請書の提出あり、町で許可をした事業である。 | |

令和8年 7月22日

城里町長 上遠野 修

報告第 20 号

専決処分第 6 号（和解について）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、和解について別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 10 月 14 日 提 出

城里町長 上遠野 修

専決第 6 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、和解について、下記のとおり専決処分する。

記

- 1 相手方 東京都港区港南一丁目2番70号 品川シーズンテラス25階
公益財団法人JKA
- 2 事件概要 (1) 発生日 令和元年10月3日
(2) 発生場所 東京都港区港南一丁目9番1号
NTT品川TWIN S データ棟
(3) 内容 相手方が所有する車両情報システム（Next
ーVISシステム）に障害が発生したことにより、
車券発売が中止となり、車券売上金から算定され
る環境整備費に損失が発生した。
(4) 損害賠償金額 437,133円
- 3 和解条件 和解後、今後本件に関して双方共裁判上又は裁判外において一切異
議・請求の申し立て、及び訴訟の提起等を行わない。

令和8年 7月28日

城里町長 上遠野 修

報告第21号

令和8年城里町規則第 号

城里町次世代育成支援金条例施行規則の一部を改正する規則

城里町次世代育成支援金条例施行規則（平成18年城里町規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第4条」を「第5条」に，「城里町次世代育成支援金（出生祝金）・（子育て支援金）申請書」を「城里町次世代育成支援金申請書」に改める。

第3条中「第5条」を「第6条」に改める。

第5条を第11条とし，同条の前に次の3条を加える。

（支給の取消し等の通知）

第8条 町長は，支援金の受給権を取り消し，又はその支給を停止したときは，城里町次世代育成支援金受給権取消（支給停止）通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（支援金の返還）

第9条 町長は，条例第8条の規定により既に支給した支援金を返還させるときは，城里町次世代育成支援金返還請求書（様式第8号）によりその旨を通知するとともに，支援金を返還させなければならない。

（台帳の整備）

第10条 町長は，城里町次世代育成支援金支給台帳（様式第9号）を備え置くことにより，支援金の受給者及び支給状況を管理するものとする。

第4条第1号中「第3子以降出生子が，出生の日から起算して14日以内に死亡したとき」を「条例第5条の規定による申請を出生日から6月を経過後，1年以内に行わないとき」に改め，同条第2号中「条例第4条の規定による申請を当該出産日又は，当該年齢到達日以後1年以内に行わないとき」を「偽りその他不正の手段により申請を行ったとき」に改め，同条第3号中「町税等の滞納があるとき」を「条例第7条の規定による受給資格を喪失したとき」に改め，同条第4号中「偽りその他不正の手段により申請を行ったとき」を「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定に該当する者であるとき」に改め，同条第5号中「その他，町長が適当でないと認めたとき」を「その他，町長が支援金を支給することが適当でないと認めたとき」に改め，同条を第7条とする。

第3条の次に次の3条を加える。

（現況届の提出）

第4条 支援金の支給を受けることとなった者（以下「受給資格者」という。）は，条例第3条に規定する受給資格者であることを証するため，支給対象児が1歳から3

歳のそれぞれ第6条第2項に掲げる誕生日の支給月の前月末日までに、城里町次世代育成支援金現況届（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

- 2 受給資格者は、前項の提出期限の属する月の初日から届出を提出することができる。

（変更の届出）

第5条 受給資格者は、受給資格に係る状況の変更に伴い、受給資格者を変更するとき、町内転居したとき又は氏名を変更したとき、対象児が氏名を変更したときは、城里町次世代育成支援金変更届（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（支給の時期）

第6条 出生時の支援金は、支給決定後速やかに指定された口座に振り込むものとする。

- 2 条例第4条の規定による1歳の誕生日、2歳の誕生日、3歳の誕生日の支援金は、毎年4月（10月分から3月分まで）と10月（4月分から9月分まで）の2期に、現況届を確認した上で、それぞれの前月までに誕生日を迎えた分を指定された口座に振り込むものとする。ただし、やむを得ない事由によりその支給する時期に支給できないときは、随時に支援金を支給することができる。

- 3 町長は、前項の規定により支援金を支給するときは、その旨を城里町次世代育成支援金支給通知書（様式第6号）により受給資格者に通知するものとする。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

城里町次世代育成支援金条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>第1条 (略)</p> <p>(支給の申請)</p> <p>第2条 条例第5条に規定する次世代育成支援金の申請は、<u>城里町次世代育成支援金申請書</u>（様式第1号）によるものとする。</p> <p>(支給の決定の通知)</p> <p>第3条 町長は、条例第6条の規定に基づく支給の可否について審査を行い、適当と認めたものについては、城里町次世代育成支援金決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。不支給と決定したものについては、城里町次世代育成支援金不支給通知書（様式第3号）により通知するものとする。</p> <p>(現況届の提出)</p> <p>第4条 支援金の支給を受けることとなった者(以下「受給資格者」という。)は、条例第3条に規定する受給資格者であることを証するため、支給対象児が1歳から3歳のそれぞれ第6条第2項に掲げる誕生日の支給月の前月末日までに、城里町次世代育成支援金現況届（様式第4号）を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 受給資格者は、前項の提出期限の属する月の初日から届出を提出することができる。</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第5条 受給資格者は、受給資格に係る状況の変更に伴い、受給資格者を変更するとき、町内転居したとき又は氏名を変更したとき、対象児が氏名を変更したときは、城里町次世代育成支援金変更届（様式第5号）を町長に提出しなければならない。</p> <p>(支給の時期)</p> <p>第6条 出生時の支援金は、支給決定後速やかに指定された口座に振り込むものとする。</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(支給の申請)</p> <p>第2条 条例第4条に規定する次世代育成支援金の申請は、<u>城里町次世代育成支援金（出生祝金）・（子育て支援金）申請書</u>（様式第1号）によるものとする。</p> <p>(支給の決定の通知)</p> <p>第3条 町長は、条例第5条の規定に基づく支給の可否について審査を行い、適当と認めたものについては、城里町次世代育成支援金決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。不支給と決定したものについては、城里町次世代育成支援金不支給通知書（様式第3号）により通知するものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>

2 条例第4条の規定による1歳の誕生日，2歳の誕生日，3歳の誕生日の支援金は，毎年4月（10月分から3月分まで）と10月（4月分から9月分まで）の2期に，引き続き条例第3条に規定する受給資格者であることを確認したうえで，それぞれの前月までに誕生日を迎えた分を指定された口座に振り込むものとする。ただし，やむを得ない事由によりその支給する時期に支給できないときは，随時に支援金を支給することができる。

3 町長は，前項の規定により支援金を支給するときは，その旨を城里町次世代育成支援金支給通知書（様式第6号）により受給資格者に通知するものとする。

（支給の制限）

第7条 支援金は，次の各号のいずれかに該当するときは，支給しないものとする。

- (1) 条例第5条の規定による申請を出生日から6月を経過後，1年以内に行わないとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により申請を行ったとき。
- (3) 条例第7条の規定による受給資格を喪失したとき。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定に該当する者であるとき。
- (5) その他町長が支援金を支給することが適当でないと認めたとき。

（支給の取消等の通知）

第8条 町長は，支援金の受給権を取り消し，又はその支給を停止したときは，城里町次世代育成支援金受給権取消（支給停止）通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（支援金の返還）

第9条 町長は，条例第8条の規定により既に支給した支援金を返還させるときは，城里町次世代育成支援金返還請求書（様式第8号）によりその旨を通知するとともに，支援金を返還させなければならない。

（台帳の整備）

（支給の制限）

第4条 支援金は，次の各号のいずれかに該当するときは，支給しないものとする。

- (1) 第3子以降出生子が，出生の日から起算して14日以内に死亡したとき。
- (2) 条例第4条の規定による申請を当該出産日又は，当該年齢到達日以後1年以内に行わないとき。
- (3) 町税等の滞納があるとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により申請を行ったとき。
- (5) その他，町長が適当でないと認めたとき。

（追加）

（追加）

（追加）

第10条 町長は、城里町次世代育成支援金支給台帳（様式第9号）を備え置くことにより、支援金の受給者及び支給状況を管理するものとする。

（委任）

第11条 （略）

附 則

（略）

様式第1号（第2条関係）

【別記1 参照】

様式第2号（第3条関係）

【別記2 参照】

様式第3号（第3条関係）

【別記3 参照】

様式第4号（第4条関係）

【別記4 参照】

様式第5号（第5条関係）

【別記5 参照】

様式第6号（第6条関係）

【別記6 参照】

様式第7号（第8条関係）

【別記7 参照】

様式第8号（第9条関係）

【別記8 参照】

様式第9号（第10条関係）

【別記9 参照】

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。（経過措置）

2 この規則の適用の日（令和8年4月1日）の前日までに於いて、現

（委任）

第5条 （略）

附 則

（略）

様式第1号（第2条関係）

【別記1 参照】

様式第2号（第3条関係）

【別記2 参照】

様式第3号（第3条関係）

【別記3 参照】

（追加）

（追加）

（追加）

（追加）

（追加）

（追加）

に改正前の城里町次世代育成支援金条例（平成18年条例第14号）（以下「旧条例」という。）第2条の規定により受給資格が生じている者の改正前の城里町次世代育成支援金条例施行規則の適用については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、現に旧条例第2条に規定する受給資格に該当する者として、旧条例第5条の規定による支給の決定がされている者については、改正後の城里町次世代育成支援金条例第3条の受給資格者の要件に該当する者とみなす。

（受給資格の特例）

4 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に限り、新たに本町の住民基本台帳に登録された者で、改正前の旧条例第2条第2項に規定する者が、同条第3項及び第4項に規定する年齢到達日を含む前後において引き続き1年以上本町に住所を有する場合の支援金の支給については、なお従前の例による。

5 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に限り、旧条例第2条第2項規定する者で、改正後の城里町次世代育成支援金条例第3条に規定する受給資格の要件を満たすことができなかった場合の支援金の支給については、なお従前の例による。

6 第2項、第4項及び第5項の規定によりなお従前の例によるとされた場合において、改正前の城里町次世代育成支援金条例施行規則第4条第3号の規定は、適用しない。

報告第 2 2 号

令和 8 年城里町規則第 号

城里町地域優良賃貸住宅設置及び管理条例施行規則 (趣旨)

第 1 条 この規則は、城里町地域優良賃貸住宅管理条例（令和8年城里町条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(所得の基準)

第 2 条 条例第 6 条第 1 号の規定による町長の定める基準は、158,000 円以上 387,000 円以下とする。

(入居の申込み)

第 3 条 条例第 7 条第 1 項の規定による入居の申込は、地域優良賃貸住宅入居申込書（様式第 1 号）により行うものとする。

- 2 前項の規定により申込みをした者は、申込みの内容を変更しようとする場合、又は当該申込みを取り下げる場合は、地域優良賃貸住宅入居申込内容変更・取下届（様式第 2 号）により町長に届け出なければならない。

(入居の手続)

第 4 条 条例第 10 条第 1 項第 1 号の規定による地域優良賃貸住宅請書（様式第 3 号）には、入居者及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添え、入居者及び同居者に関し、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、条例第 10 条第 1 項第 1 号ただし書に該当する場合は、連帯保証人の印鑑登録証明書の添付を省略する。

- (1) 住民票の写し
- (2) 収入を証明する書類
- (3) 婚姻（予定を含む。）を証明する書類
- (4) 家賃等納付誓約書兼個人情報調査同意書（様式第 4 号）
- (5) 連帯保証人の収入を証する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要と認める書類

- 2 条例第 10 条第 4 項の規定による住宅入居の可能日は、地域優良賃貸住宅入居決定通知書（様式第 5 号）により行うものとする。

(連帯保証人)

第 5 条 条例第 11 条第 3 項第 3 号は、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 所得額が 150 万円以上あること。
- (2) 65 歳未満であること。
- (3) 県民税及び市町村民税を滞納していない者であること。

- 2 条例第 11 条第 2 項に規定する額は 30 万円とする。

(連帯保証人又は保証法人の変更)

第 6 条 条例第 11 条第 4 項又は第 6 項、若しくは条例第 12 条第 2 項又は第 3 項の規定に基づき連帯保証人又は保証法人（以下「連帯保証人等」という。）の変更の承認を受けようとする者は、地域優良賃貸住宅連帯保証人等変更願（様式第 6 号）を提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により承認する場合は、地域優良賃貸住宅連帯保証人等変更承認書（様式第 7 号）により当該申請をした者に通知するものとする。
- 3 入居者は、第 1 項に定めるもののほか、連帯保証人について次の各号に変更が生じたときは、遅滞なく町長に届け出なければならない。

- (1) 住所
- (2) 氏名
- (3) 勤務先

4 入居者は、第1項に定めるもののほか、保証法人について次の各号に変更が生じたときは、遅滞なく町長に届け出なければならない。

- (1) 所在地
- (2) 名称

5 第3項及び第4項の規定による届出は、地域優良賃貸住宅連帯保証人等届出事項変更届（様式第8号）により、遅滞なく町長に届け出なければならない。

（同居の承認申請）

第7条 入居者は、条例第17条の規定により地域優良賃貸住宅への入居の際に同居した親族以外の親族を同居させようとするときは、地域優良賃貸住宅同居承認願（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 入居者と同居させようとする親族との続柄を証する書類
- (2) 同居させようとする親族の住民票の写し
- (3) 同居させようとする親族の収入を証する書類

2 町長は、同居させようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同居の承認をすることができる。

- (1) 入居者又は入居者の配偶者の三親等内の親族であるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、特別の事情があると認められるとき。

3 町長は、前項の規定により承認するときは地域優良賃貸住宅同居承認書（様式第10号）により、承認しなかったときは地域優良賃貸住宅同居不承認書（様式第11号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（入居承継の承認申請）

第8条 入居者と同居していた者は、条例第18条第1項の規定により当該入居者が死亡し、又は退去した場合において、引き続き地域優良賃貸住宅に居住を希望するときは、その事由が生じた日から起算して15日以内に地域優良賃貸住宅承継入居承認申請書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 承継の事由を証する書類
- (2) 承継入居する親族の住民票の写し
- (3) 承継入居する親族の収入を証する書類及び市町村税完納証明書
- (4) 地域優良賃貸住宅入居誓約書

2 町長は、前項の地域優良賃貸住宅承継入居承認申請書の提出があった場合において、地域優良賃貸住宅の使用を承継しようとする者が次に掲げる条件のいずれかを具備し、かつ、地域優良賃貸住宅の管理上支障がないと認めるときは、地域優良賃貸住宅の使用の承継を許可することができる。

- (1) 入居者の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (2) 高齢者及び障害者等

3 町長は、前項の規定により承認するときは地域優良賃貸住宅承継入居承認書（様式第13号）により、承認しなかったときは地域優良賃貸住宅承継入居不承認書（様式第14号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（収入の申告）

第9条 入居者は、条例第19条第1項の規定により収入を申告しようとするときは、町長が定める日までに収入申告書（様式第15号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 入居者及び同居親族の住民票の写し

(2) 入居者及び同居親族の収入を証する書類

2 条例第19条第2項の規定による収入の額の認定については、毎年10月1日を基準として行い、適用は翌年4月1日とする。

3 条例第19条第2項の規定による通知は、町営住宅収入認定兼家賃決定通知書（様式第16号）によるものとする。

4 入居者は、条例第19条第3項の規定により意見を述べようとするときは、前項の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に地域優良賃貸住宅収入額等変更認定願（様式第17号）に収入等の変動事由を証する書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（家賃の減免等の基準）

第10条 条例第20条の規定により地域優良賃貸住宅の家賃の減免することができる場合は、次表の各号に掲げる場合とし、その減免をする額は、当該各号に定める基準により算定した額とする。ただし、第1号又は第2号の区分に該当する者が第3号以降の区分にも該当する場合は、第1号又は第2号により減免された家賃に対し第3号以降の減免を適用するものとする。

区分	要件	減免の基準
(1) 入居者が子育て世帯である場合	児童（入居者が現に扶養する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）が1人いるとき。	10,000円の減額
	児童が2人いるとき。	20,000円の減額
	児童が3人以上いるとき。	30,000円の減額
(2) 入居者が入籍後5年以内に居住する世帯である場合。ただし、前号の区分に該当する場合、本区分は適用しない。	入居1年目から3年目まで	5,000円の減額
(3) 入居者及びその世帯員が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づく被保険者である場合	ア 家賃が住宅扶助相当額を超えるとき。	住宅扶助相当額を超える部分の家賃の全額の免除
	イ 疾病等による入院加療のため住宅扶助の支給が停止されたとき。	家賃の全額の免除
(4) 入居者及びその世帯員が当該年度の市町村民税均等割及び所得割を課税されない場合（前年度に所得税を課税された場合を除く。）		家賃の4分の3に相当する額の減額
(5) 入居者及びその世帯員が当該年度の市町村民税所得割を課税され	ア それらの者の所得の合計額が100万円以下のとき。	家賃の4分の2に相当する額の減額

ない場合（前年度に所得税を課税された場合を除く。）	イ それらの者の所得の合計額が 100 万円を超えるとき。	家賃の 4 分の 1 に相当する額の減額
(6) 入居者又はその世帯員が 3 月以上の療養を要する疾病等にかかった場合において、当該療養に要した費用を前年に支出したものとみなして市町村税及び所得税を算定した結果が第 4 号又は第 5 号に該当することとなるとき。	ア 第 4 号に該当するとき。	家賃の 4 分の 3 に相当する額の減額
	イ 第 5 号アに該当するとき。	家賃の 4 分の 2 に相当する額の減額
	ウ 第 5 号イに該当するとき。	家賃の 4 分の 1 に相当する額の減額
(7) 入居者が風水害、火災その他の災害により著しい損害を受けた場合（新たに特定公共賃貸住宅に入居する場合を含む。）。ただし、その災害が入居者の故意又は重大な過失によるものである場合を除く。		家賃の 4 分の 2 から 4 分の 4 の範囲内において町長が定める額の減免
(8) 前各号以外の場合		町長が定める額の減免

2 家賃の減免の期間は、1 年の範囲内で町長が定める。ただし、町長は、必要があると認めるときは、当該期間を更新することができる。

3 第 1 項の表第 1 号の規定による家賃の減額は、子育て世帯の児童の数に異動があった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

4 第 1 項の場合において、減免をする金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額を 100 円とし、減免期間は更新することができる。

（家賃の減免手続）

第 11 条 地域優良賃貸住宅の家賃又は敷金の減免を受けようとする者は、地域優良賃貸住宅家賃減免申請書（様式第 18 号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 減免の事由を証する書類

(2) 入居者及び同居親族の収入を証する書類

2 町長は、前項の規定により家賃の減免を決定したときは、地域優良賃貸住宅家賃減免決定通知書（様式第 19 号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（住宅不在届）

第 12 条 条例第 21 条の規定による届出は、地域優良賃貸住宅不在届（様式第 20 号）によるものとする。

（居住者の異動届）

第 13 条 入居者は、同居している居住者に出生、死亡、婚姻、転出等の異動があったときは、当該異動の事由が生じた日から起算して 30 日以内に地域優良賃貸住宅同居者異動届（様式第 21 号）に異動の事由を証する書類を添えて、町長に届け出なければならない。

（住宅の他用途利用の承認基準等）

第 14 条 入居者は、条例第 27 条ただし書の規定により地域優良賃貸住宅の一部を住宅以外の用途に併用しようとするときは、地域優良賃貸住宅用途併用承認願（様式第 22 号）に併用する用途を証する書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、併用の用途が医師、助産師、あんま、はり、きゅうその他これに類する職業のための使用であって、住宅管理上支障がないと認められる場合に限り、併用の承認をするものとする。

3 町長は、前項の規定により承認するときは、地域優良賃貸住宅用途併用承認書（様式第 23 号）により、承認しなかったときは、地域優良賃貸住宅用途併用不承認書（様式第 24 号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（模様替え等の承認申請）

第 15 条 入居者は、条例第 28 条第 1 項ただし書の規定により地域優良賃貸住宅を模様替えし、又は地域優良賃貸住宅の敷地内に工作物を設置しようとするときは、地域優良賃貸住宅模様替等承認申請書（様式第 25 号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、模様替え等が次の各号のいずれかに該当し、やむを得ないものと認められる場合に限り、模様替え等の承認をするものとする。

(1) 模様替えにあつては、住宅の一部分の模様替えで、家屋の主要構造部分に損傷を与えないこと。

(2) 敷地内の工作物の設置にあつては、共同利用者又は近隣者に迷惑をかけないものであり、家屋に損傷を与えないこと。

3 町長は、前項の規定により承認するときは、地域優良賃貸住宅模様替等承認書（様式第 26 号）により、承認しなかったときは、地域優良賃貸住宅模様替等不承認書（様式第 27 号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（住宅の返還届）

第 16 条 条例第 30 条第 1 項の規定による届出は、地域優良賃貸住宅返還届（様式第 28 号）によるものとする。

（自動車の要件）

第 17 条 条例第 32 条第 1 項の規定による使用者（以下「使用者」という。）が、駐車区画（駐車場内の自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車で、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（これらのうち二輪自動車を除く。）をいう。以下同じ。）を駐車するために白線等で区画された場所をいう。以下同じ。）に駐車できる自動車は、次の各号に掲げる要件を具備するものでなければならない。

(1) 自動車検査証に記載の所有者又は使用者の名義人が、当該地域優良賃貸住宅の入居者又は同居者であること。

(2) 自動車検査証に自家用自動車として記載されていること。

(3) 自動車の大きさが、当該駐車区画内に収まるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特別に必要と認めた自動車についてはこの限りでない。

（駐車場の使用の手続等）

第 18 条 条例第 33 条第 1 項の規定による届け出は、地域優良賃貸住宅駐車場使用申込書（様式第 29 号）により行うものとし、1 戸につき 2 駐車区画とする。

2 前項による届出は、地域優良賃貸住宅駐車場使用誓約書（様式第 30 号）に所定の書類を添えて提出するものとする。

（保管場所の証明）

第 19 条 使用者は、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成 3 年国家公安委員会規則第 1 号）第 1 条第 2 項第 1 号に規定する書面を必要とするときは、地域優良賃貸住宅駐車場使用承諾証明書交付申請書（様式第 31 号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、地域優良住宅駐車場使用承諾証明書（様式第 32 号）を交付するものとする。

（駐車場使用の禁止行為）

第 20 条 駐車場の使用の禁止行為については、条例第 24 条及び条例第 25 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「入居者」とあるのは、「使用者」と読み替えるものとする。

2 駐車場の使用にあたり、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 駐車場に引火若しくは発火生の物品又はその他支障となる物品を持ち込み又は保管すること。

(2) 駐車場周辺の環境を乱し、又は他人に迷惑を及ぼす行為をすること。

（駐車場の損害賠償責任）

第 21 条 町長は、駐車場内における自動車の盗難、損傷等の事故及び人身事故が発生したことにより、使用者が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わないものとする。

（地域優良賃貸住宅検査員の証票）

第 22 条 条例第 34 条第 3 項の身分を示す証明書は、地域優良賃貸住宅検査員証（様式第 33 号）とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、条例施行の日から施行する。

（準備行為）

2 この規則の規定に基づく地域優良賃貸住宅の入居に関して必要な手続その他の準備行為は、施行の日前においても行うことができる。

報告第23号

令和8年城里町規則第 号

城里町上下水道審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、城里町上下水道審議会条例（令和8年城里町条例第 号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、城里町上下水道審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集の通知)

第2条 会長は、町長から諮問があったとき、又は委員の半数以上から審議すべき事項を示して会議招集の請求があったときは、速やかに会議を招集しなければならない。

2 会長は、会議を招集するときは、町長に通知しなければならない。

3 会長が欠けたときの審議会は、町長が招集する。

(意見の聴収等)

第3条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(資料の提供)

第4条 町長は、審議会に対し、その審議に必要な資料を提供しなければならない。

(町長への報告)

第5条 会長は、条例第1条に規定する町長の諮問に対しては、会議の結果を速やかに町長に報告しなければならない。ただし、町長が会議に出席した場合は、報告を省略することができる。

(会議録)

第6条 議長は、会議録を作成し、会議に出席した2人の委員とともにこれに署名しなければならない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、その都度審議会において定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(城里町水道事業運営審議会規則の廃止)

2 城里町水道事業運営審議会規則（平成17年規則第132号）は、廃止する。

城里町過疎地域出産祝金支給事務実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、過疎地域指定の自治体が独自に実施する出産祝金を支給する事業に対し、茨城県（以下「県」という。）が実施する過疎地域出産祝金の支給事業の実施に関し、当該年度の茨城県過疎地域出産祝金補助事業実施要綱（以下「県要綱」という。）及び当該年度の茨城県過疎地域出産祝金補助金交付要項（以下「県要項」という。）に基づき支給する過疎地域指定の城里町（以下「町」という。）に補助金を交付し、町が受給資格者に対して、県より交付される補助金の額を追加支給することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 過疎地域指定の自治体 当該年度の4月1日時点において、過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）に基づき、区域の全部又は一部が以下のいずれかに指定された市町村をいう。
 - ア 法第2条第1項第1号若しくは第2号又は第41条第1項に規定する過疎地域
 - イ 法第43条第1項の規定により読み替えて適用される同法第2条第1項に規定する過疎地域
 - ウ 法第3条第1項若しくは第2項又は第41条第2項若しくは第3項に規定する過疎地域
 - エ 法第43条第1項の規定により読み替えて適用される同法第3条第1項又は第2項に規定する過疎地域
 - オ 法第42条の規定により過疎地域とみなされる町の区域
- (2) 出産祝金 子の誕生を祝福し、町が独自に支給する金銭給付（国の制度による支給は除く。）をいう。
- (3) 支給対象児 城里町次世代育成支援金条例（平成18年城里町条例第14号。以下「条例」という。）第2条に規定する子をいう。
- (4) 受給資格者 条例第3条に規定する者をいう。
- (5) 追加支給 町が受給資格者に対して、町が支給する金銭給付に加え、県より交付される補助金の額を追加支給することをいう。

(追加支給の範囲及び対象者)

第3条 支給対象児の誕生を対象として、当該年度における県要綱の規定による期間に条例第6条の規定により支援金の支給を決定し受給資格者に支給した支援金及び城里町次世代育成支援金条例施行規則（平成18年城里町規則第11号。以下「規則」という。）第6条第3項の規定により当該年度に支給対象児の誕生日を迎え、支援金の支給を通知し受給資格者に支給した支援金について、県要綱及び県要項に定める追加支給の対象とする。

(追加支給の額)

第4条 前条の規定による受給資格者に追加支給する額は、県要綱及び県要項に定める額とする。

(追加支給の決定)

第5条 町長は、条例第6条の規定により支援金の支給を決定したとき又は規則第6条第3項の規定により支援金の支給をする際、当該年度の県要綱及び県要項が施行されている場合（以下「施行日以後」という。）において追加支給の決定を行い、城里町過疎地域出産祝金決定通知書（様式第1号）により、受給資格者に通知するものとする。

（追加支給の時期）

第6条 追加支給の時期は、規則第6条の規定によるものとし、条例第6条の規定により支援金の支給を決定した額と前条の規定により追加支給の決定した額（以下「追加支給の額」という。）を合算して指定された口座に振り込むものとする。ただし、前条に規定する施行日以後に追加支給の決定をする場合においては、決定後速やかに、追加支給の額を指定された口座に振り込むものとする。

（追加支給金の返還）

第7条 町長は、条例第8条の規定により既に支給した支援金を返還させるときは、追加支給金においても同様の取扱いとするものとし、城里町過疎地域出産祝金返還請求書（様式第2号）によりその旨を通知するとともに、追加支給金を返還させなければならない。

（台帳の整備）

第8条 町長は、追加支給の状況を明らかにするため、規則第9条の規定による台帳に受給者及び支給状況を記録するものとする。

（委任）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

報告第 25 号

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して別紙のとおり報告する。

令和 8 年 10 月 14 日 提 出

城里町長 上遠野 修

1 健全化判断比率

(単位 %)

区 分	令和7年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	14.12	20.00
連結実質赤字比率	—	19.12	30.00
実質公債費比率	7.8	25.0	35.0
将来負担比率	51.6	350.0	

備考 実質赤字率の欄及び連結実質赤字率の欄において、実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は、「—」と記載しています。

2 資金不足比率

(単位 %)

区 分	令和7年度決算	経営健全化基準
水 道 事 業 会 計	—	20.00
下 水 道 事 業 会 計	—	20.00

備考 各会計の欄において、資金不足が生じない場合は、「—」と記載しています。

城里監査第 25 号
令和 8 年 9 月 24 日

城里町長 上遠野 修 様

監査委員 五十嵐 由美子

監査委員 三 村 孝 信

財政健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により審査に付された令和 7 年度健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について意見書を提出する。

令和 7 年度財政健全化審査意見書

第 1 審査の対象

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期日

令和 8 年 7 月 28 日（火）

第 3 審査の方法

財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算出の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

項 目	令和 7 年度 健全化判断比率	令和 6 年度 健全化判断比率	早期健全化 基 準	財 政 再 生 基 準
実質赤字比率	—	—	14.12%	20.00%
連結実質赤字比率	—	—	19.12%	30.00%
実質公債費比率	7.8%	8.3%	25.0%	35.0%
将来負担比率	51.6%	43.7%	350.0%	

第 5 審査意見

実質赤字比率については、黒字となっているため数値として表示されず、早期健全化基準の 14.12%と比較すると下回っている。

連結実質赤字比率については、黒字となっているため数値として表示されず、早期健全化基準の 19.12%と比較すると下回っている。

実質公債費比率については、7.8%となっており、早期健全化基準の 25.0%と比較すると下回っている。

将来負担比率については、51.6%となっており、早期健全化基準の 350.0%と比較すると下回っている。

特に指摘すべき事項はないが、引き続き財政の健全化に努められたい。

城里監査第 26 号

令和 8 年 9 月 24 日

城里町長 上遠野 修 様

監査委員 五十嵐 由美子

監査委員 三 村 孝 信

経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 7 年度城里町水道事業会計及び令和 7 年度城里町下水道事業会計の資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について意見書を提出する。

令和 7 年度城里町公営企業会計経営健全化審査意見書

第 1 審査の対象

資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期日

令和 8 年 7 月 31 日（金）

第 3 審査の方法

経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0%
下水道事業会計	—	20.0%

第 5 審査の意見

資金不足比率については、いずれの会計も黒字となっているため数値として表示されず、経営健全化基準の 20.0%と比較すると下回っている。

特に指摘する事項はないが、一般会計からの補助に頼ることなく収益を確保するとともに、コストの削減により、引き続き財政の健全化に努められたい。

報告第 26 号

令和 7 年度

一般財団法人城里町開発公社
決 算 報 告 書

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 8 年 3 月 31 日

一般財団法人城里町開発公社

貸借対照表

2026/3/31現在

一般財団法人城里町開発公社

単位：円

科 目	合計	ホロルの湯管理運営事業	ふれあいの里管理運営事業	うぐいすの里管理運営事業	七会町民センター管理運営事業	公益事業
I 資産の部						
1. 流動資産						
現金預金	20,384,648	2,913,018	5,205,924	4,222,703	7,912,082	130,921
未収金	5,570,955	3,535,231	2,035,724	0	0	0
貯蔵品	656,616	352,468	304,148	0	0	0
仮払金	12,771,774	10,000,000	2,771,774	0	0	0
流動資産合計	39,383,993	16,800,717	10,317,570	4,222,703	7,912,082	130,921
2. 固定資産						
その他の固定資産						
建物付属設備	1,949,051	798,563	1,150,488	0	0	0
車輛運搬具	1	0	1	0	0	0
出資金	10,000	10,000	0	0	0	0
定期預金	10,000,000	0	0	0	0	10,000,000
その他固定資産合計	11,959,052	808,563	1,150,489	0	0	10,000,000
固定資産合計	11,959,052	808,563	1,150,489	0	0	10,000,000
資産合計	51,343,045	17,609,280	11,468,059	4,222,703	7,912,082	10,130,921
II 負債の部						
1. 流動負債						
未払金	28,063,922	16,135,439	3,372,555	1,711,542	6,844,386	0
預り金	1,786,050	1,786,050	0	0	0	0
仮受金	10,000,000	0	10,000,000	0	0	0
流動負債合計	39,849,972	17,921,489	13,372,555	1,711,542	6,844,386	0
負債合計	39,849,972	17,921,489	13,372,555	1,711,542	6,844,386	0
III 正味財産の部						
1. 指定正味財産合計						
指定正味財産合計	0	0	0	0	0	0
2. 一般正味財産	11,493,073	-312,209	-1,904,496	2,511,161	1,067,696	10,130,921
正味財産合計	11,493,073	-312,209	-1,904,496	2,511,161	1,067,696	10,130,921
負債及び正味財産合計	51,343,045	17,609,280	11,468,059	4,222,703	7,912,082	10,130,921

正味財産増減計算書

2026/3/31現在

一般財団法人城里町開発公社

単位：円

科目	合計	ホロルの湯管理運営事業	ふれあいの里管理運営事業	うぐいすの里管理運営事業	七会町民センター管理運営事業	公共事業
Ⅰ 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
事業収益						
事業収入	367,728,476	243,736,710	80,407,586	8,598,000	34,986,180	0
指定管理料	90,473,250	58,000,000	0	8,400,000	24,073,250	0
入場料収入	85,640,374	85,640,374	0	0	0	0
施設利用収入	65,812,192	0	55,536,232	193,600	10,082,360	0
自主事業収入	125,802,660	100,096,336	24,871,354	4,400	830,570	0
雑収益	281,878	150,269	28,239	70,222	20,019	13,129
経常収益計	368,010,354	243,886,979	80,435,825	8,668,222	35,006,199	13,129
(2) 経常費用						
事業費	376,013,759	254,357,438	79,167,748	7,520,944	34,967,629	0
材料仕入高	42,563,030	29,284,011	12,841,411	0	437,608	0
給与手当	108,474,194	71,880,974	30,252,065	3,518,056	2,823,099	0
法定福利費	10,798,290	5,628,304	4,455,274	559,196	155,516	0
旅費交通費	4,349,402	2,990,152	1,086,950	130,500	141,800	0
通信費	1,790,175	982,789	666,799	140,587	0	0
リース料	9,044,965	5,825,034	3,219,931	0	0	0
保険料	894,440	742,840	137,400	0	14,200	0
修繕費	1,681,904	818,342	737,182	105,380	21,000	0
水道光熱費	63,046,552	51,708,774	10,104,211	1,092,097	141,470	0
燃料費	32,248,825	31,736,985	224,585	166,623	120,632	0
消耗品費	8,984,022	5,505,622	3,242,102	167,198	69,100	0
租税公課	15,526,957	6,447,899	7,276,617	382,687	1,419,754	0
広告宣伝費	890,183	833,439	56,744	0	0	0
支払手数料	2,374,625	2,224,283	150,342	0	0	0
保守管理費	16,128,902	14,664,802	1,464,100	0	0	0
医薬材料費	3,016,850	3,016,850	0	0	0	0
委託費	53,257,193	19,237,201	3,137,922	1,258,620	29,623,450	0
雑費	573,387	573,387	0	0	0	0
減価償却費	369,863	255,750	114,113	0	0	0
経常費用計	376,013,759	254,357,438	79,167,748	7,520,944	34,967,629	0
当期正味財産増減額	-8,003,405	-10,470,459	1,268,077	1,147,278	38,570	13,129
他社会計振替収入	10,000,000	10,000,000	0	0	0	0
他社会計振替支出	10,000,000	0	10,000,000	0	0	0
法人税等	4,845,200	4,845,200	0	0	0	0
当期正味財産増減額	-12,848,605	-5,315,659	-8,731,923	1,147,278	38,570	13,129
一般正味財産期首残高	24,341,678	5,003,450	6,827,427	1,363,883	1,029,126	10,117,792
一般正味財産期末残高	11,493,073	-312,209	-1,904,496	2,511,161	1,067,696	10,130,921

財産目録

2026/3/31現在

一般財団法人城里町開発公社

(単位：円)

貸借対照表科目	合計	ホロルの湯管理運営事業	ふれあいの里管理運営事業	うぐいすの里管理運営事業	七会町民センター管理運営事業	公益事業
(流動資産)						
現金	2,981,322	2,364,064	540,830	37,524	38,904	0
普通預金 (常陽銀行1371250)	547,630	547,630	0	0	0	0
普通預金 (常陽銀行9011502)	4,665,094	0	4,665,094	0	0	0
普通預金 (常陽銀行1363063)	4,185,179	0	0	4,185,179	0	0
普通預金 (常陽銀行1363050)	7,873,178	0	0	0	7,873,178	0
普通預金 (常陽銀行9009133)	12,965	0	0	0	0	12,965
普通預金 (水戸信用金庫1059068)	1,324	1,324	0	0	0	0
普通預金 (J A 水戸2036101)	117,956	0	0	0	0	117,956
未収金	5,570,955	3,535,231	2,035,724	0	0	0
貯蔵品	656,616	352,468	304,148	0	0	0
仮払金	12,771,774	10,000,000	2,771,774	0	0	0
流動資産合計	39,383,993	16,800,717	10,317,570	4,222,703	7,912,082	130,921
(固定資産)						
基本財産						
定期預金 (J A 水戸07708114)	10,000,000	0	0	0	0	10,000,000
建物附属設備	1,949,051	798,563	1,150,488	0	0	0
車輛運搬具	1	0	1	0	0	0
出資金 (水戸信用金庫)	10,000	10,000	0	0	0	0
固定資産合計	11,959,052	808,563	1,150,489	0	0	10,000,000
資産合計	51,343,045	17,609,280	11,468,059	4,222,703	7,912,082	10,130,921
未払金	28,063,922	16,135,439	3,372,555	1,711,542	6,844,386	0
預り金	1,786,050	1,786,050	0	0	0	0
仮受金	10,000,000	0	10,000,000	0	0	0
流動負債合計	39,849,972	17,921,489	13,372,555	1,711,542	6,844,386	0
負債合計	39,849,972	17,921,489	13,372,555	1,711,542	6,844,386	0
正味財産	11,493,073	-312,209	-1,904,496	2,511,161	1,067,696	10,130,921

正味財産増減計算書

2026年3月31日

一般財団法人城里町開発公社

ホロルの湯管理運営事業

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
(1) 経常収益			
指定管理料	58,000,000	58,000,000	0
入場料収入	85,640,374	89,942,600	-4,302,226
自主事業収入	100,096,336	110,568,120	-10,471,784
雑収益	150,269	9,413	140,856
経常収益計	243,886,979	258,520,133	-14,633,154
(2) 経常費用			
材料仕入高	29,284,011	29,134,177	149,834
給与手当	71,880,974	75,509,652	-3,628,678
法定福利費	5,628,304	8,058,801	-2,430,497
旅費交通費	2,990,152	3,232,491	-242,339
通信費	982,789	967,728	15,061
リース料	5,825,034	5,830,736	-5,702
保険料	742,840	780,957	-38,117
修繕費	818,342	848,591	-30,249
水道光熱費	51,708,774	51,753,255	-44,481
燃料費	31,736,985	30,028,297	1,708,688
消耗品費	5,505,622	6,293,196	-787,574
租税公課	6,447,899	7,935,556	-1,487,657
広告宣伝費	833,439	1,074,398	-240,959
支払手数料	2,224,283	2,904,597	-680,314
保守管理費	14,664,802	12,198,254	2,466,548
医薬材料費	3,016,850	3,478,709	-461,859
委託費	19,237,201	17,808,799	1,428,402
雑費	573,387	0	573,387
減価償却費	255,750	255,750	0
経常費用計	254,357,438	258,093,944	-3,736,506
町納付金	0	0	0
入湯税納付	0	0	0
当期正味財産増減額	-10,470,459	426,189	-10,896,648
他会計振替収入	10,000,000	17,000,000	-7,000,000
他会計振替支出	0	0	0
他会計振替収支計	10,000,000	17,000,000	-7,000,000
法人税等	4,845,200	11,900	4,833,300
当期正味財産増減額	-5,315,659	17,414,289	-22,729,948
一般正味財産期首残高	5,003,450	-12,410,839	17,414,289
一般正味財産期末残高	-312,209	5,003,450	-5,315,659

正味財産増減計算書

2026年3月31日

一般財団法人城里町開発公社

ふれあいの里管理運営事業

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
(1) 経常収益			
施設利用収入	55,536,232	66,902,529	-11,366,297
自主事業収入	24,871,354	28,040,949	-3,169,595
雑収益	28,239	588	27,651
経常収益計	80,435,825	94,944,066	-14,508,241
(2) 経常費用			
材料仕入高	12,841,411	9,728,190	3,113,221
給与手当	30,252,065	24,058,962	6,193,103
法定福利費	4,455,274	3,510,848	944,426
旅費交通費	1,086,950	853,691	233,259
通信費	666,799	786,018	-119,219
リース料	3,219,931	3,563,930	-343,999
保険料	137,400	140,202	-2,802
修繕費	737,182	108,129	629,053
水道光熱費	10,104,211	11,399,234	-1,295,023
燃料費	224,585	386,388	-161,803
消耗品費	3,242,102	3,417,364	-175,262
租税公課	7,276,617	7,811,501	-534,884
広告宣伝費	56,744	11,000	45,744
支払手数料	150,342	1,010,554	-860,212
保守管理費	1,464,100	1,385,350	78,750
委託費	3,137,922	2,290,081	847,841
雑費	0	36,473	-36,473
減価償却費	114,113	114,113	0
経常費用計	79,167,748	70,612,028	8,555,720
当期正味財産増減額	1,268,077	24,332,038	-23,063,961
他社会計振替収入	0	0	0
他会計振替支出	10,000,000	17,000,000	-7,000,000
他会計振替収支計	-10,000,000	-17,000,000	7,000,000
当期正味財産増減額	-8,731,923	7,332,038	-16,063,961
一般正味財産期首残高	6,827,427	-504,611	7,332,038
一般正味財産期末残高	-1,904,496	6,827,427	-8,731,923

正味財産増減計算書

2026年3月31日

一般財団法人城里町開発公社

うぐいすの里管理運営事業

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
(1) 経常収益			
指定管理料	8,400,000	8,400,000	0
施設利用収入	193,600	214,400	-20,800
自主事業収入	4,400	22,900	-18,500
雑収益	70,222	60,111	10,111
経常収益計	8,668,222	8,697,411	-29,189
(2) 経常費用			
材料仕入高	0	0	0
給与手当	3,518,056	3,837,179	-319,123
法定福利費	559,196	386,058	173,138
旅費交通費	130,500	150,700	-20,200
通信費	140,587	136,011	4,576
リース料	0	0	0
保険料	0	7,560	-7,560
修繕費	105,380	187,792	-82,412
水道光熱費	1,092,097	1,234,100	-142,003
燃料費	166,623	266,579	-99,956
消耗品費	167,198	403,522	-236,324
租税公課	382,687	748,910	-366,223
車輛費	0	0	0
広告宣伝費	0	0	0
支払手数料	0	0	0
諸会費	0	0	0
新聞図書費	0	0	0
保守管理費	0	0	0
清掃費	0	0	0
医薬材料費	0	0	0
委託費	1,258,620	553,520	705,100
経常費用計	7,520,944	7,911,931	-390,987
当期正味財産増減額	1,147,278	785,480	361,798
一般正味財産期首残高	1,363,883	578,403	785,480
一般正味財産期末残高	2,511,161	1,363,883	1,147,278

正味財産増減計算書

2026年3月31日

一般財団法人城里町開発公社

七会町民センター管理運営事業

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
(1) 経常収益			
指定管理料	24,073,250	23,900,000	173,250
施設利用収入	10,082,360	9,936,270	146,090
自主事業収入	830,570	722,620	107,950
雑収益	20,019	5,422	14,597
経常収益計	35,006,199	34,564,312	441,887
(2) 経常費用			
材料仕入高	437,608	299,104	138,504
給与手当	2,823,099	2,557,402	265,697
法定福利費	155,516	234,644	-79,128
福利厚生費	0	0	0
旅費交通費	141,800	117,960	23,840
リース料	0	0	0
保険料	14,200	15,800	-1,600
修繕費	21,000	0	21,000
水道光熱費	141,470	74,527	66,943
燃料費	120,632	41,681	78,951
消耗品費	69,100	2,090	67,010
租税公課	1,419,754	846,134	573,620
広告宣伝費	0	16,500	-16,500
支払手数料	0	5,282	-5,282
保険料	0	0	0
新聞図書費	0	0	0
保守管理費	0	0	0
清掃費	0	0	0
医薬材料費	0	0	0
委託費	29,623,450	29,288,480	334,970
経常費用計	34,967,629	33,499,604	1,468,025
当期正味財産増減額	38,570	1,064,708	-1,026,138
一般正味財産期首残高	1,029,126	-35,582	1,064,708
一般正味財産期末残高	1,067,696	1,029,126	38,570

令和7年度 城里町健康増進施設ホールの湯実績報告書

(令和7年4月～令和8年3月)

月	稼働日数	入場者数		売上総額	入場料	自主事業	入湯税	雑収入
4	26	大人	13,079	15,124,047	4,578,088	8,561,859	1,961,850	22,250
		小人	1,379					
	25		14,666	15,831,252	5,085,532	8,774,720	1,971,000	0
増減	1		-208	-707,205	-507,444	-212,861	-9,150	22,250
5	27	大人	13,856	17,694,236	7,341,570	8,268,916	2,078,400	5,350
		小人	1,902					
	27		17,025	19,602,956	7,999,589	9,379,467	2,223,900	0
増減	0		-1,267	-1,908,720	-658,019	-1,110,551	-145,500	5,350
6	21	大人	10,481	13,976,815	5,131,833	7,269,532	1,572,150	3,300
		小人	1,413					
	22		13,332	17,288,440	6,887,261	8,633,129	1,768,050	0
増減	-1		-1,438	-3,311,625	-1,755,428	-1,363,597	-195,900	3,300
7	27	大人	12,697	18,397,634	6,529,138	9,944,046	1,904,550	19,900
		小人	1,647					
	26		14,562	18,924,715	7,664,050	9,358,665	1,902,000	0
増減	1		-218	-527,081	-1,134,912	585,381	2,550	19,900
8	27	大人	14,651	20,430,714	8,967,329	9,229,187	2,197,650	36,548
		小人	3,119					
	27		17,660	23,057,489	9,376,990	11,508,548	2,170,050	1,901
増減	0		110	-2,626,775	-409,661	-2,279,361	27,600	34,647
9	21	大人	10,678	14,462,411	4,684,598	8,167,813	1,601,700	8,300
		小人	1,471					
	21		13,091	17,089,244	7,265,210	8,142,684	1,681,350	0
増減	0		-942	-2,626,833	-2,580,612	25,129	-79,650	8,300
10	27	大人	13,032	22,239,692	10,949,010	9,324,582	1,954,800	11,300
		小人	1,277					
	27		14,253	18,557,305	7,724,420	8,888,585	1,944,300	0
増減	0		56	3,682,387	3,224,590	435,997	10,500	11,300
11	26	大人	13,538	16,473,194	6,407,408	8,023,186	2,030,700	11,900
		小人	1,443					
	26		13,975	17,053,561	6,354,552	8,782,759	1,916,250	0
増減	0		1,006	-580,367	52,856	-759,573	114,450	11,900
12	22	大人	11,307	14,572,605	6,034,696	6,826,259	1,696,050	15,600
		小人	1,134					
	22		12,647	15,156,429	6,509,564	6,922,465	1,724,400	0
増減	0		-206	-583,824	-474,868	-96,206	-28,350	15,600
1	27	大人	14,600	17,758,530	7,371,645	8,196,885	2,190,000	0
		小人	1,253					
	27		15,607	19,630,528	6,662,520	10,826,308	2,141,700	0
増減	0		246	-1,871,998	709,125	-2,629,423	48,300	0
2	24	大人	12,226	22,767,821	12,367,579	8,566,342	1,833,900	0
		小人	786					
	24		14,230	26,088,685	13,178,299	10,924,376	1,978,650	7,360
増減	0		-1,218	-3,320,864	-810,720	-2,358,034	-144,750	-7,360
3	22	大人	11,907	14,797,080	5,277,480	7,717,729	1,786,050	15,821
		小人	1,203					
	22		13,245	15,464,629	5,234,613	8,426,414	1,803,450	152
増減	0		-135	-667,549	42,867	-708,685	-17,400	15,669
計	297	大人	152,052	208,694,779	85,640,374	100,096,336	22,807,800	150,269
		小人	18,027					
	296		174,293	223,745,233	89,942,600	110,568,120	23,225,100	9,413
増減	1		-4,214	-15,050,454	-4,302,226	-10,471,784	-417,300	140,856

令和7年度

株式会社 桂ふるさと振興センター
決 算 報 告 書

自 令和 7年 4月 1日

至 令和 8年 3月31日

株式会社 桂ふるさと振興センター

貸借対照表

株式会社 桂ふるさと振興センター

令和 8年 3月31日 現在

単位：円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	【 147,881,478】	【流 動 負 債】	【 31,192,311】
現 金	2,451,446	買 掛 金	19,087,353
預 金	130,442,486	未 払 金	1,298,023
売 掛 金	513,970	未 払 法 人 税 等	185,000
商 品	2,647,100	預 り 金	28,300
材 料	811,941	仮 受 金	150,000
貯 蔵 品	2,311,491	未 払 消 費 税	2,040,500
前 払 費 用	5,940	仮 受 消 費 税	8,403,135
仮 払 消 費 税	8,697,104	負 債 合 計	31,192,311
【固 定 資 産】	【 6,241,494】	純 資 産 の 部	
(有 形 固 定 資 産)	(4,721,494)		
建 物	1,434,906	【株 主 資 本】	【 122,930,661】
建 物 附 属 設 備	852,522	資 本 金	40,800,000
構 築 物	359,455	(利 益 剰 余 金)	(82,130,661)
機 械 装 置	305,034	そ の 他 利 益 剰 余 金	82,130,661
車 両 運 搬 具	2	別 途 積 立 金	83,000,000
工 具 器 具 備 品	950,935	繰 越 利 益 剰 余 金	△869,339
建 設 仮 勘 定	818,640	純 資 産 合 計	122,930,661
(投資その他の資産)	(1,520,000)	負 債 ・ 純 資 産 合 計	154,122,972
保 証 金	1,520,000		
資 産 合 計	154,122,972		

損益計算書

株式会社 桂ふるさと振興センター

自 令和 7年 4月 1日

至 令和 8年 3月31日

単位：円

科 目	金 額	
【売 上 高】		
直 売 部 売 上	164,842,480	
食 堂 部 売 上	59,939,996	
生 産 者 収 入	123,770,616	
製 菓 部 売 上	16,802,660	365,355,752
【売 上 原 価】		
期 首 棚 卸 高	6,266,007	
直 売 部 仕 入	123,127,216	
食 堂 部 仕 入	19,614,395	
生 産 者 支 出	104,934,800	
製 菓 部 仕 入	4,911,200	
* * 合 計 * *	258,853,618	
期 末 棚 卸 高	△5,770,532	253,083,086
売 上 総 利 益 金 額		112,272,666
【販売費及び一般管理費】		118,967,116
営 業 損 失 金 額		△6,694,450
【営 業 外 収 益】		
受 取 利 息	123,521	
自 販 機 手 数 料	885,374	
会 費 収 入	677,257	
雑 収 入	342,871	2,029,023
経 常 損 失 金 額		△4,665,427
【特 別 損 失】		
退 職 金		1,901,129
税引前当期純損失金額		△6,566,556
法人税、住民税及び事業税		185,000
当 期 純 損 失 金 額		△6,751,556

販売費及び一般管理費

株式会社 桂ふるさと振興センター

自 令和 7年 4月 1日

至 令和 8年 3月31日

単位：円

科 目		金 額	
役 員 報 酬		400,000	
給 与 手 当		74,489,150	
雑 給		4,233,192	
法 定 福 利 費		9,180,894	
福 利 厚 生 費		388,424	
衛 生 費		1,829,474	
旅 費 交 通 費		28,118	
通 信 費		565,468	
交 際 費		49,877	
減 価 償 却 費		1,352,642	
賃 借 料		378,980	
保 険 料		612,836	
修 繕 費		732,355	
水 道 光 熱 費		11,153,785	
車 両 経 費		417,161	
包 装 ・ 消 耗 品 費		5,663,813	
租 税 公 課		42,640	
会 議 費		7,407	
運 賃		311,192	
広 告 宣 伝 費		1,289,293	
保 守 管 理 費		767,600	
中 退 共 掛 金		678,000	
地 代 家 賃		769,080	
警 備 費		1,801,000	
雑 費		1,824,735	
	合 計		118,967,116

株主資本等変動計算書

株式会社 桂ふるさと振興センター

自 令和 7年 4月 1日

至 令和 8年 3月31日

単位：円

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	40,800,000	83,000,000	5,882,217	88,882,217	129,682,217	129,682,217
当期変動額						
当期純損失			△6,751,556	△6,751,556	△6,751,556	△6,751,556
当期変動額合計	－	－	△6,751,556	△6,751,556	△6,751,556	△6,751,556
当期末残高	40,800,000	83,000,000	△869,339	82,130,661	122,930,661	122,930,661

個別注記表

株式会社 桂ふるさと振興センター

自 令和 7年 4月 1日

至 令和 8年 3月31日

この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品…売価還元原価法

材料…先入先出原価法

固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）は定額法）を採用しています。

(2) 無形固定資産 定額法を採用しています。

その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

会計方針の変更に関する注記

会計方針の変更

農産物生産者の売上・仕入を総額で処理・表示をしていましたが、令和6年1月からこれを純額で処理・表示（委託販売方式採用）する変更をしました。

貸借対照表等に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 57,238,218円

株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数に関する事項

前期末株式数（発行済普通株式） 816株

当期増加株式数（発行済普通株式）

当期減少株式数（発行済普通株式）

当期末株式数（発行済普通株式） 816株

前期末株式数（発行済優先株式）

当期増加株式数（発行済優先株式）

当期減少株式数（発行済優先株式）

当期末株式数（発行済優先株式）

議案について

令和8年6月29開催の定時株主総会において、上記の議案は承認可決されております。

令和7年度

株式会社 物産センター山桜
決 算 報 告 書

自 令和 7年 4月 1日

至 令和 8年 3月31日

株式会社 物産センター山桜

貸借対照表

株式会社 物産センター山桜

令和 8年 3月31日 現在

単位：円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	【 103,495,612】	【流 動 負 債】	【 37,045,902】
現 金	4,288,426	買 掛 金	18,545,740
預 金	85,517,996	未 払 金	8,966,584
商 品	2,397,683	未 払 法 人 税 等	92,500
材 料	1,521,126	預 り 金	73,126
貯 蔵 品	1,636,696	未 払 消 費 税 等	1,756,100
仮 払 税 金	219,800	仮 受 消 費 税 等	7,611,852
仮 払 消 費 税 等	7,913,885	負 債 合 計	37,045,902
【固 定 資 産】	【 10,209,591】		
(有 形 固 定 資 産)	(7,029,382)		
建 物 附 属 設 備	4,190,825	純 資 産 の 部	
構 築 物	190,684	【株 主 資 本】	【 76,659,301】
機 械 装 置	2,319,612	資 本 金	28,200,000
工 具 器 具 備 品	328,261	(利 益 剰 余 金)	(48,459,301)
(投資その他の資産)	(3,180,209)	利 益 準 備 金	130,000
未 決 算 勘 定	1,680,209	そ の 他 利 益 剰 余 金	48,329,301
保 証 金	1,500,000	繰 越 利 益 剰 余 金	48,329,301
		純 資 産 合 計	76,659,301
資 産 合 計	113,705,203	負 債 ・ 純 資 産 合 計	113,705,203

損益計算書

株式会社 物産センター山桜

自 令和 7年 4月 1日

至 令和 8年 3月31日

単位：円

科	目	金	額
【売 上 高】			
直 売 売 上		128,756,949	
食 堂 売 上		65,990,197	
生 産 者 収 入		115,195,459	309,942,605
【売 上 原 価】			
期 首 棚 卸 高		2,881,502	
直 売 仕 入		96,869,604	
食 堂 仕 入		26,153,276	
生 産 者 支 出		97,723,484	
＊ ＊ 合 計 ＊ ＊		223,627,866	
期 末 棚 卸 高		△3,918,809	219,709,057
	売 上 総 利 益 金 額		90,233,548
【販売費及び一般管理費】			90,160,794
	営 業 利 益 金 額		72,754
【営 業 外 収 益】			
受 取 利 息		69,064	
自 販 機 手 数 料		2,069,839	
会 費 収 入		675,000	
雑 収 入		83,685	2,897,588
	経 常 利 益 金 額		2,970,342
	税引前当期純利益金額		2,970,342
	法人税、住民税及び事業税		631,500
	当 期 純 利 益 金 額		2,338,842

販売費及び一般管理費

株式会社 物産センター山桜

自 令和 7年 4月 1日

至 令和 8年 3月31日

単位：円

科	目	金	額
役 員 報 酬		478,000	
給 与 手 当		45,959,726	
雑 給		5,652,950	
賞 与		8,100,232	
派 遣 給 与		333,175	
法 定 福 利 費		6,885,585	
福 利 厚 生 費		312,715	
衛 生 費		1,686,198	
通 信 費		147,734	
会 議 費		5,400	
減 価 償 却 費		1,822,150	
リ ー ス 料		1,248,610	
保 険 料		71,120	
修 繕 費		1,181,725	
水 道 光 熱 費		7,259,143	
車 両 経 費		322,399	
消 耗 品 費		3,288,938	
租 税 公 課		286,600	
諸 会 費		92,950	
運 賃		304,400	
広 告 宣 伝 費		1,019,102	
支 払 手 数 料		317,600	
保 守 管 理 費		984,780	
地 代 家 賃		118,184	
退 職 共 済 掛 金		168,000	
生 産 者 部 会 費		675,000	
雑 費		1,438,378	
	合 計		90,160,794

株主資本等変動計算書

株式会社 物産センター山桜

自 令和 7年 4月 1日

至 令和 8年 3月31日

単位：円

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	28, 200, 000	130, 000	45, 990, 459	46, 120, 459	74, 320, 459	74, 320, 459
当期変動額						
当期純利益			2, 338, 842	2, 338, 842	2, 338, 842	2, 338, 842
当期変動額合計	－	－	2, 338, 842	2, 338, 842	2, 338, 842	2, 338, 842
当期末残高	28, 200, 000	130, 000	48, 329, 301	48, 459, 301	76, 659, 301	76, 659, 301

個別注記表

株式会社 物産センター山桜

自 令和 7年 4月 1日

至 令和 8年 3月31日

この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

資産の評価基準及び評価方法

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
最終仕入原価法を採用しています。

固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産 定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産 定額法を採用しています。

その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(2) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

貸借対照表等に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 14, 045, 715円

株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数に関する事項

前期末株式数（発行済普通株式）	564株
当期増加株式数（発行済普通株式）	
当期減少株式数（発行済普通株式）	
当期末株式数（発行済普通株式）	564株
前期末株式数（発行済優先株式）	
当期増加株式数（発行済優先株式）	
当期減少株式数（発行済優先株式）	
当期末株式数（発行済優先株式）	

議案について

令和8年6月11日開催の定時株主総会において、上記の議案は承認可決されております。

城里町かつら地区かわまちづくり計画書

目 次

[様式2] かわまちづくりの概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
[様式3] ソフト施策の個別施策計画書・・・・・・・・・・	12
[様式4] ハード施策の個別整備計画書・・・・・・・・・・	19
[様式5] 維持管理計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33

<様式 2>

かわまちづくりの概要

1. 市町村等の概要	
① 都道府県名	茨城県
② 市町村名	東茨城郡城里町
③ 人口	16,343 人（令和 8 年 4 月時点）
④ 面積	161.80km ²
2. 河川の概要	
<p>① これまで実施済みの関連施策</p> <p>本格的な治水事業は、昭和 17 年から直轄事業として始まり、昭和 28 年にカスリーン台風を踏まえた改修計画の改訂がなされた。</p> <p>また、昭和 41 年に一級河川に指定され、昭和 28 年の改修改訂計画を踏襲した形で那珂川水系工事実施基本計画が策定された。</p> <p>平成 9 年には、河川法改正に伴い、平成 18 年 4 月に那珂川水系河川整備基本方針が策定された。その中でも「人と河川との豊かなふれあいの確保」について、流域の人々の生活の基盤や歴史、文化、風土を形成してきた那珂川の恵みをいかしつつ、自然とのふれあいや環境学習の場の整備・保全を図る。</p> <p>また、沿川の自治体が立案する地域計画等と連携・調整を図り、河川利用に関する多様なニーズを踏まえた地域住民に親しまれる河川整備を推進していくことが示されている。加えて、「動植物の生息地・生育地の保全」については、多様な生物が生息する汽水域や河原固有の植物や鳥類等が生息・生育する礫河原の保全・再生に努め、アユ・サケ等の回遊性魚類について、今後遡上の状況を十分に把握しながら、縦断的な生息環境の保全に努めることが示されている。</p> <p>河川敷や水辺へのアクセスを向上させるとともに、流水による河川浸食を防止するなどの治水機能の維持・強化を目的に、平成 22 年に「那珂川総合水系環境整備事業」として管理用通路、護岸等の整備を行った。</p> <p>平成 25 年には、かつら地区かわまちづくり計画を策定し、親水護岸や河川管理用通路の整備を行い御前山地区と那珂川の環境整備向上を図った。</p> <p>令和 3 年には、那珂川大橋の架け替え事業が動き始め、その新ルートに道の駅かつらがかかることから移転が必要となった。そのため、「道の駅かつら」の移転を新しく魅力的に生まれ変わる好機と捉え、移転整備に関するコンセプトや導入機能・施設の検討等を行った「道の駅かつら移転基本構想」を策定した。</p> <p>令和 4 年には、前年に策定した道の駅かつら移転基本構想において掲げられた整備コンセプトを踏襲し、新たな魅力づくり等が期待できる道の駅かつらを整備するため「道の駅かつら移転基本計画」を策定した。</p>	

② 市民や民間事業者による河川利活用状況

・ 町民や民間事業者による河川利用状況

那珂川の上流・中流でアユ釣り、カヌー、観光、やな等の利用が多く、観光地として、また地域住民の活動の場として水辺や高水敷の利用が盛んである。

河川利用イベント等	
アクティビティ	アユ釣り、キャンプ、カヌー、カヤック、ラフティングサップ等
取り組み	水生生物観察、サケの稚魚放流、竹炭作り、竹細工体験 那珂川クリーンアップ作戦、バーベキュー等

・ イベント実施状況

かつら地区かわまちづくり計画（平成 25 年度登録）において、開催された「夏イベント」「冬イベント」および御前山トレイルランの実施状況は以下の通りである。

【夏イベント】

テーマ：水生生物調査と城里町のおいしいものを食べよう

企画内容：水生生物調査と水質調査、城里町産品を使ったバーベキュー

開催日時：平成 29 年 8 月 26 日（土）10:00～13:00

参加人数（事前申し込み制）：67 名（大人 32 名、子ども 35 名）

【冬イベント】

テーマ：御前山ハイキングと竹炭体験 生産者と一緒においしい新米とあったか豚汁

企画内容：ハイキング（御前山ハイキング、地域観光資源 PR）、竹炭体験、新米・豚汁

開催日時：平成 29 年 12 月 10 日（日）10:00～13:00

参加者（事前申し込み制）：44 名

主催：那珂川・城里町御前山地区かわまちづくり推進協議会



【第 10 回関東嵐山御前山トレイルラン】

御前山・那珂川地域の利用を促進し、交流人口の拡大と地域産業の活性化に寄与することを目的とする。我が国の豊かな自然を利用したアウトドアスポーツの普及と、安全なトレイルランニングの知識と技術の普及に努める。登山道を共有する仲間として登山者、ハイキング愛好者等との相互理解、協調を図る。次世代のために、我が国の豊かな自然の保護を考える。

開催日時/場所：令和 7 年 11 月 2 日（日）/ふれあい広場

参加人数：522 名

主催：御前山トレイルラン大会実行委員会

御前山・那珂川広域連携協議会



【町民の河川利用状況】



カヌー



水生生物の観察



サケの稚魚放流



クリーンアップ作戦

【周辺施設】



道の駅かつら



桂運動公園



御前山県立自然公園

3. かわまちづくりの方針

かわまちづくりテーマ：山紫水明の風を感じて、人がめぐり交わる水の里

① 地域における課題、必要性

対象エリアには、清流那珂川がおりなす景色や関東の嵐山とも呼ばれる御前山地域を中心とした、豊かな自然環境を活かした観光地が形成されている。また、対象エリア内に立地する道の駅かつらは、地域農業の活性化を図る農産物直売所を核とし、川や山といった自然資源を身近に感じながら気軽にアウトドアを楽しめる本町を代表する交流拠点である。

このような中、既存の親水護岸や河川敷空間は、近年の利用増加やイベント開催等に対して規模・機能の面で手狭となり、来訪者の安全性や快適性の確保、賑わい創出の面で課題を抱えている。一方、一級河川那珂川に架かる国道123号那珂川大橋の架け替え計画の始動に伴い、道の駅かつらの移転が必要となった。那珂川大橋架け替え工事および道の駅かつら移転工事に際しては、道の駅かつらの既存の駐車場や広場が縮小・使用不能となり、従来行われてきた各種イベントや日常的な利用を継続することが困難になるといった課題が顕在化している。

その一方で、那珂川の水辺や御前山の景観といった地域資源を活かした拠点形成や、交流・滞在を通じた賑わい創出へのニーズは一層高まっている。

そこで、既存の親水護岸では対応しきれなくなった利用需要を踏まえ、道の駅かつらの移転事業を一つの契機として、河川空間と道の駅機能が一体となった水辺空間の再編・高度化を図るため、下流側に位置する桂運動公園まで計画対象エリアを拡大し、従来機能の補完にとどまらず、更なる地域活性化に資する一体的な水辺空間の創出を図る必要がある。

具体的には、既存護岸の下流側は、道の駅かつら移転に伴う来訪者の増加や、これまで道の駅かつらと連携が図られていなかった多目的エリアをジップラインと皇都川の架橋等によりつなぐことで、人の移動が活発になることが想定される。これらの増加した来訪者が安全に川側で休憩もしくは川に親しんでいただくために親水護岸を整備する。

また、既存護岸の上流側は、道の駅開業後の護岸の利活用状況を確認し、必要に応じて整備することとする。

桂運動公園付近（多目的エリア）には河道の一部に大きく成長した竹林等が存在しており、美しい那珂川の眺望を阻害しているだけでなく、増水時には河川の流下能力低下を招く恐れがあることから、河川管理の観点から踏まえた適切な環境整備と利活用の両立が求められている。

実現に向けては、かわまちづくりの制度趣旨および上位計画を踏まえ、河川空間の安全性確保を前提としつつ、周辺の地域資源と連携した計画的な空間整備を行うとともに、地域ニーズに応じたイベントや施設展開を段階的に進めることで、持続的な賑わいと交流を生む水辺空間の形成を図る。



親水護岸の利用状況



② 市町村の地域計画や沿川地域のまちづくりの中での河川の位置づけ

(1) 第2次城里町総合計画 ―後期基本計画― (令和3年10月)

計画地は下図の自然環境ゾーンに位置している。このゾーンは、恵まれた自然環境を保全するとともにレクリエーション空間として森林の持つ健康休養機能を活用し、町民と訪問者が交流するゾーンとして、各種観光施設の活用やアクセス道路の整備や回遊性の確保を図る。

また、計画地は自然環境ゾーン内の自然交流拠点《広域交流拠点》に位置している。自然に恵まれた地域にある、ふれあいの里、ホロルの湯、うぐいすの里、物産センター山桜、御前山県立自然公園（特産品直売センターかつら（道の駅かつら））周辺を交流拠点として位置付け、連携を図ることによって自然環境を活用した観光レクリエーションの振興を図るとしている。

都市軸の考え方では、都市交流軸に計画地が位置している。国道 123 号を中心とした水戸市につながる交流軸となる。

地区区分ごとの土地利用の基本方向では、計画地は桂地区に位置し、本町の貴重な自然資源である御前山県立自然公園については、自然環境との調和を図りながら、観光・レクリエーションの場として活用と新たな観光施策を促進し、集客力の増大を図るとしている。

(2) 常北都市計画（城里町）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和3年9月）

「3. 主要な都市計画の決定の方針2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針②下水道及び河川」の中で、河川改修など適切な治水対策や、河川流域において親水性などをいかした憩いや交流の場の整備、環境にも配慮した総合的な河川整備の方針が示されている。

(3) 城里町まち・ひと・しごと創生 第2期城里町創生総合戦略(令和3年10月)

「Ⅱ-2 交流人口の創出・拡大」の中で、地域に人を惹きつける観光コンテンツとして、農業体験や森林体験、カヌー体験やハイキング、トレイルランニングなどの「自然アクティビティ等の開発」の推進を示し、主な事業として「かわまちづくり計画の推進」、「親水性護岸整備事業」、「広域連携観光強化事業」等の方針を示している。

(4) 城里町過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）

「3. 産業の振興 (1) 現況と問題点 エ観光レクリエーション」の中で、桂地区でも清流那珂川がおりなす景色や、関東の嵐山とも呼ばれる御前山地域を中心とした豊かな自然を活かした観光地が形成されていると定め、登山客の増加等により、今後の観光政策の展開等の期待が示されている。

(5) かつら地区かわまちづくり計画（平成 25 年 3 月策定）

【ハード整備】

国：親水護岸、河川管理用通路
城里町：遊歩道、トイレ、水道

【ソフト施策】

ハイキング、水辺活動（カヌーイベント、BBQ）、サケの稚魚放流、ごみ拾い等

第 2 次城里町総合計画
—後期基本計画—

自然環境ゾーン内の広域交流拠点に位置し、自然資源を活用した観光・レクリエーションの振興が図られている。また、国道 123 号沿いの都市交流軸に属し、観光施設やアクセス道路の整備によって地域との連携と集客力の向上を期待

常北都市計画（城里町）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
河川流域において親水性などをいかした憩いや交流の場の整備、環境にも配慮した総合的な河川整備の方針

城里町まち・ひと・しごと創生 第 2 期城里町創生総合戦略
「かわまちづくり計画の推進」、「親水性護岸整備事業」、「広域連携観光強化事業」等の方針

城里町過疎地域持続的発展計画
清流那珂川や御前山がおりなす景色、豊かな自然を活かし、登山客の増加等により、今後の観光政策の展開等を期待

かつら地区かわまちづくり計画（平成 25 年 3 月策定）

国道 123 号 那珂川大橋架け替え事業

道の駅かつら移転基本構想 道の駅かつら移転基本計画

城里町かつら地区かわまちづくり計画

〈コンセプト〉
山紫水明の風を感じて、
人がめぐり交わる水の里

(6) 奥久慈里山ヒルクライムルート（いばらき自転車ネットワーク計画）（令和元年 2 月）

茨城県北部に位置する国内屈指の山岳サイクリングコース。水戸発着のフルコースで総距離は約 200km、獲得標高は 4,000m を超え、時には 5,000m にも達する本格的な山岳グランフォンド級のルートとなっている。このコースは、茨城県が公式に推奨する山岳サイクリングコースで、関東平野の北端から八溝山系の山岳地帯を巡るルートである。

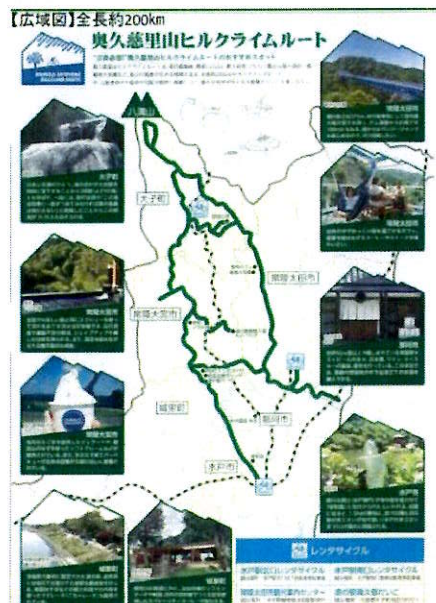
■サイクルツーリズム推進のための取組

- ・ いばらきサイクリングサポートライダーの養成
- ・ レンタサイクル（道の駅奥久慈だいが：奥久慈サイクルステーション）
- ・ 情報発信（HP、SNS、マップ、ナビゲーターによる PR、ポスター等）

■交流人口などの増加
約 500 人増加想定



奥久慈サイクルステーション



③ 地域活性化や賑わいあるまちづくりに対する市町村や民間事業者の考え方

全3回のかわまちづくり計画協議会に加え、全2回のワークショップを実施し、幅広い層の意見を抽出した。

・かつら地区かわまちづくり協議会（令和7～8年度 3回開催）

協議会委員からは、「既存のイベントやワークショップの中で確認された各種イベント（例：カヌーイベントなど）を実施するため、親水護岸の延伸や広場エリアへのアクセスを可能にするための河川管理用通路や皇都川に架かる橋の整備が必要」、「周辺との回遊性を持たせるには案内板や看板が必要」という意見が挙がった。

・ワークショップ（令和7年度 2回開催）

参加者はかつら地区の地域住民を対象とし「かつら地区周辺住民」、「桂運動公園で活動している団体」、「那珂川活用団体」、「地域ボランティア団体」、「民間事業者」を対象とした。ワークショップでは「日常やイベント時に十分に活用できる階段護岸がほしい」「魚のつかみどりができるスペースがほしい」「那珂川までのアクセス向上のための親水護岸の増設」「子どもが遊べる遊具がほしい」「ドッグランなどペットと過ごしたい」という意見が挙がった。また、参加した民間事業者から「水辺空間を活かしたイベント（屋外シアター等）」「御前山など自然が身近にあるためトレイルランニングなどのスポーツイベントや子どもたちと生物について学ぶことができる環境教育の場として活用したい」などのアイディアが挙がった。

以上の意見から、かわまちづくりの視点として以下のエリアおよび方針とする。

道の駅エリア	山河の魅力を「味わう」ことができる拠点づくりをコンセプトとした道の駅かつらが中心となり地域活性化を促す。
自然体験エリア	水辺学習を実施し環境教育を促進する。
親水エリア	水際の遊歩道と親水護岸から安全快適に遊ぶことができる自然景観を活かす。
多目的エリア	道の駅からアクセス性に優れ、ドッグランなどの機能を備え利用者層拡大を図る。
広場エリア	グラウンドゴルフや遊具等を整備し幅広い世代が利用可能とする。

④ 地域活性化や賑わいあるまちづくりに資する定量的目標

当該計画範囲における既往のイベント等の取組みに加え、背後地にある道の駅かつらで新たに予定されているイベントとの一体的な連携によって、かわまちづくり計画対象地域における水辺整備とアクティビティ導入による経済波及効果の最大化を図る。

地域活性化やまちづくりに資する定量的目標

指標	従前値	目標値
ジップライン利用者	0 人 (R8 年)	年間 1.8 万人 (R12 年～)
かわまちづくりイベント数	6 個 (R8 年)	16 個 (R12 年)
竹材利用による販売事業者の売上増加	0 円 (R8 年)	約 1,600 千円 (R12 年)

【ジップライン整備により将来的に見込まれる付加価値増加額】

- ・年間利用者 約 18,330 人 (事例より試算)
- ・平均消費単価 約 2,000 円 (事例より試算)
- ⇒年間利用者数約 1.8 万人×平均消費単価 2,000 円＝年間約 3,700 万円

滞在時間の延長と、アクティビティ利用による客単価の向上により、約 278,510 千円 (R12 年度) の観光消費額が見込まれる。

また、道の駅・かわまちづくりに関連する来場者数は、約 39 万人/年が見込まれる。(R4～R7 年度平均来場者数約 25 万人/年)

【新道の駅で想定されるイベント】

鯉のぼり、ホテル祭、キッチンカーフェスティバル、七夕祭、ビール祭 等



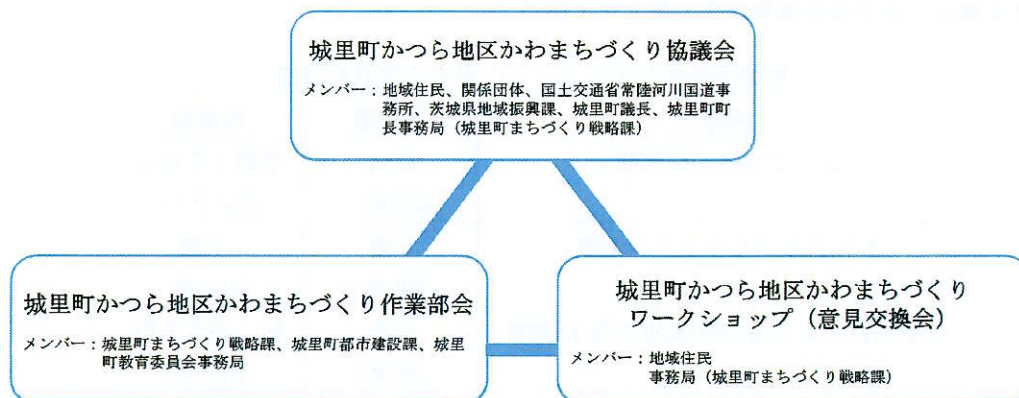
キッチンカーフェスティバル



鯉のぼり

4. 推進体制・取組内容

① 協議会、運営組織等の体制（図）



② 地域活性化や賑わいあるまちづくりに資する多様な関係者との連携・取組内容

城里町かつら地区かわまちづくり計画を進めるためには、河川管理者である国土交通省と本町が連携するとともに、茨城県や民間事業者、地域住民、町民活動団体との役割分担と“協働”のもとに取組を推進していくことが不可欠となる。

このため、有識者や実際にイベントを企画実施する団体や那珂川の水辺の利用者等の意見を幅広く聴取できる「城里町かつら地区かわまちづくり協議会」、「城里町かつら地区かわまちづくりワークショップ（意見交換会）」、「城里町かつら地区かわまちづくり作業部会」の推進体制を構築した。

5. 安全な河川利用に向けた取組

① NPO 法人 川に学ぶ体験活動協議会（RAC）

川に人が集まる社会をめざし、川からの恩恵を受けながら、次世代につなぐための、日本で唯一の「川の指導者」育成機関である。

川に学ぶ体験活動協議会（River Activities Council 略称：RAC）は、川での体験活動を支援・推進するあらゆる活動を、時代に合わせて総合的に展開していくために、川をフィールドにして活動している各地のNPO法人・町民活動団体が参加し、平成12年9月に設立され、平成17年12月にNPO法人として登録した協議会。

川での体験活動と教育効果

河川教育の活動は、子どもたちに自然と接する喜びを育て、自主的に活動する意欲も育む。地域の方たちを巻き込むことで故郷を愛する心や、地域の歴史を探索し続ける態度にも繋がる。

子どもたちは地域や環境に興味を持ち、自らの行動力や判断力を身につけ自信をもって自分の道を見出すようになる。

川による地方再生

昨今、地域において若者の人口流出や雇用の問題が浮き彫りになっている。これらの問題を解決するシステムや人材育成が必要。

地域に川の安全指導ができる指導者を養成することで、安全な川遊びが普及していくのと同時に仕事の創出につながる。

行政との連携

日本全国約100団体のネットワークを生かし、行政や企業とも連携。水をキーワードにした防災教育など協働企画も可能。

城里町かつら地区かわまちづくり計画における
カヌーイベントなど多種多様な水辺利用の際に有資格者（RAC 指導者）を配置する



6. 都市・地域再生等利用区域の指定に関する取組

新設される「道の駅かつら」や併設予定の「オートキャンプ場」一帯を一体的なエリアと捉え、官民連携プラットフォームを構築して都市・地域再生等利用区域の指定に向けた取組を推進する。まずは短期的な社会実験を重ねることで、水辺空間における事業採算性や河川管理上の課題を検証し、道の駅やキャンプ場機能と連動した最適な利用ルールや区域設定の合意形成を図る。

7. 生物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出に関する取組

① 希少野生動植物

茨城県では平成 12 年に県独自のレッドデータブックを発行し、平成 24 年に植物編、平成 26 年には動物編の改定版を発行した。

絶滅の可能性の大きさによって貴重な生物を絶滅、絶滅危惧ⅠAから情報不足まで7段階に分けて掲載し、保護や保全を求めている。茨城県のレッドデータブックの категорияの定義は右表の通り。

カテゴリー	定 義
絶滅	茨城県ですでに絶滅したと考えられる種（飼育下・栽培下でのみ生育している野生絶滅を含む。）
絶滅危惧ⅠA	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
絶滅危惧ⅠB	絶滅危惧ⅠA類程ではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
絶滅危惧Ⅱ類	絶滅の危険が増大している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧ⅠB類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。
準絶滅危惧	存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生育条件の変化によっては「絶滅危惧ⅠB類」として上位ランクに移行する要素を有するもの。
情報不足1 注目種	最近茨城県内での生育が確認された種であるが、県内の分布域がまだ十分に調査されていない種。
情報不足2 現状不明種	最近の情報がなく、生育状態が不明の種。

【出典：令和3年城里町環境基本計画
出典：令和3年城里町環境基本計画
茨城における絶滅のおそれのある野生生物 動物編（2016年改訂版）



生物の生息・
生育・繁殖の場の
保全・創出

② 那珂川水系河川整備方針

■茨城生物の会

郷土茨城の生物を調査研究し、さらに生物研究者や同行者などの交流および情報交換により、郷土の自然をより明らかにして、自然環境の保全に役立てる。また、自然観察会などを通して楽しみながら茨城の自然への関心や理解を深め、自然環境保全の心を育み広げる。

【活動目標】

- ・ クリーン作戦への参加や環境学習への支援を行うことで、河川等の自然環境への理解を深める
- ・ 河川に生息する希少生物、外来生物の実態を明らかにする

③ 本計画で具体的に実施する取組

（1）既存の生き物調査の継続・発展による環境配慮の推進

茨城生物の会が本区域で既に行っている希少種の生き物調査に、地域住民と行政が新たに参加し、工事前・工事中・供用後の各段階のモニタリングを経験することで、本区域に生息する生物の知識をもつ関係者を増加させ、継続的なモニタリング等、河川環境の保全活動へ発展させる。

工事前・工事中の調査にて、希少種の生息・営巣が確認された場合には、施工の手順や緩衝地帯（バッファゾーン）の設定に反映する等、環境に配慮した施工計画とする。

（2）多自然川づくりによる水際のエコトーン（連続性）確保

護岸整備にあたっては、現地発生材（礫等）をストックして寄石として再利用する。これにより、茨城生物の会との調査で把握した小魚や水生昆虫の隠れ家・生息空間（水際における連続性）を創出する。



水生生物観察会の様子

<様式3>

ソフト施策の個別施策計画書

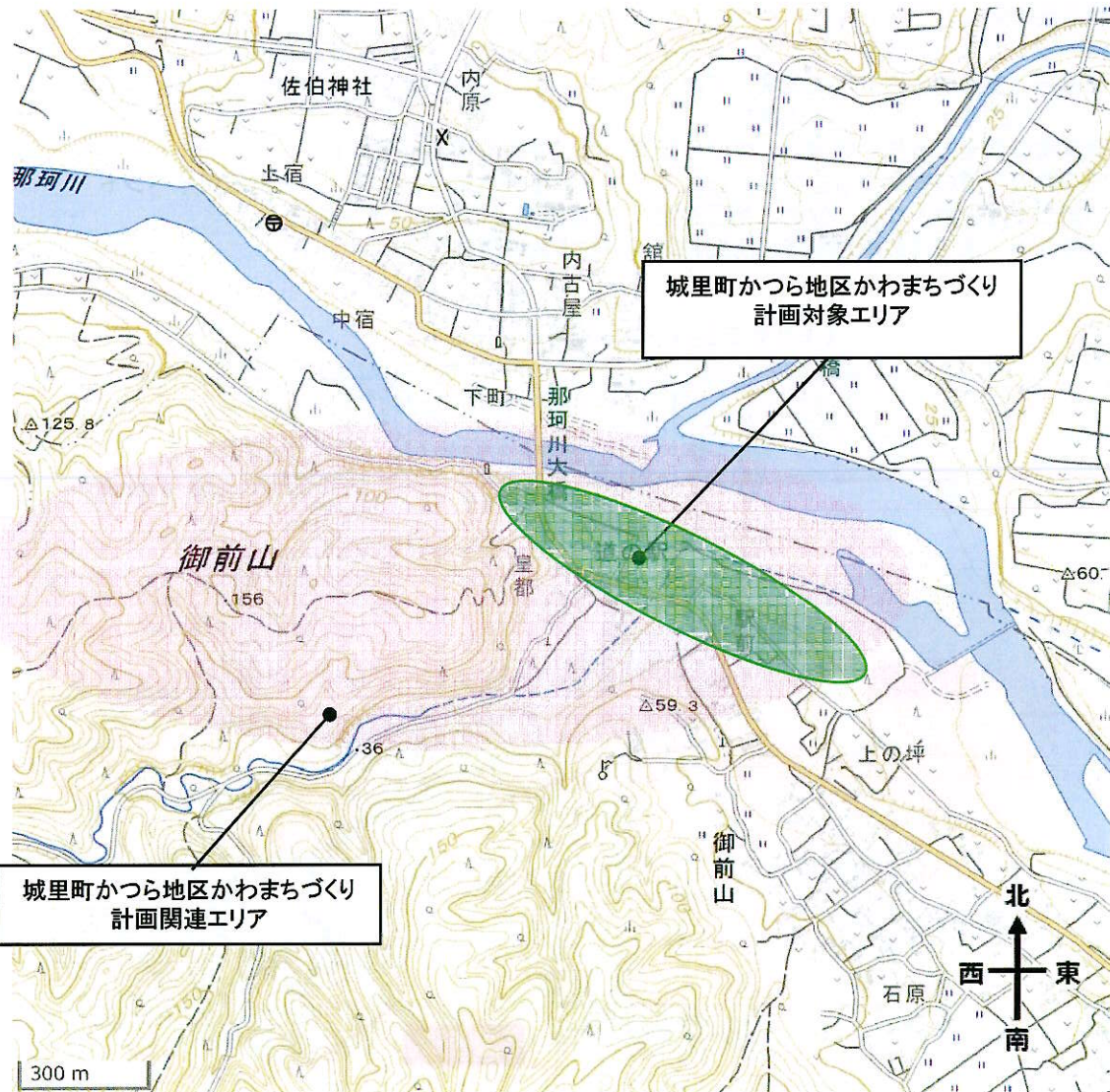
1. 河川名

①一級河川那珂川水系那珂川

2. 施設の実施範囲

那珂川

那珂川右岸 37.7k～36.7k 付近：那珂川大橋下流～桂運動公園付近の範囲



3. 施設概要

① 那珂川 かつら地区

【方向性】

5つのエリア（道の駅エリア、親水エリア、自然体験エリア、多目的エリア、広場エリア）を設定し、それぞれの特性を活かした、スポーツ、レジャー、交流の創出、憩いの創出、学びの創出として活用できる水辺空間を創出する。

【利活用の例示】

スポーツ：カヌー・ラフティング、トレイルラン、サイクリング、グラウンドゴルフ

レジャー：多目的広場（芝生広場）でのイベント、オートキャンプ、魚のつかみ取りイベント

釣りイベント、水辺遊び

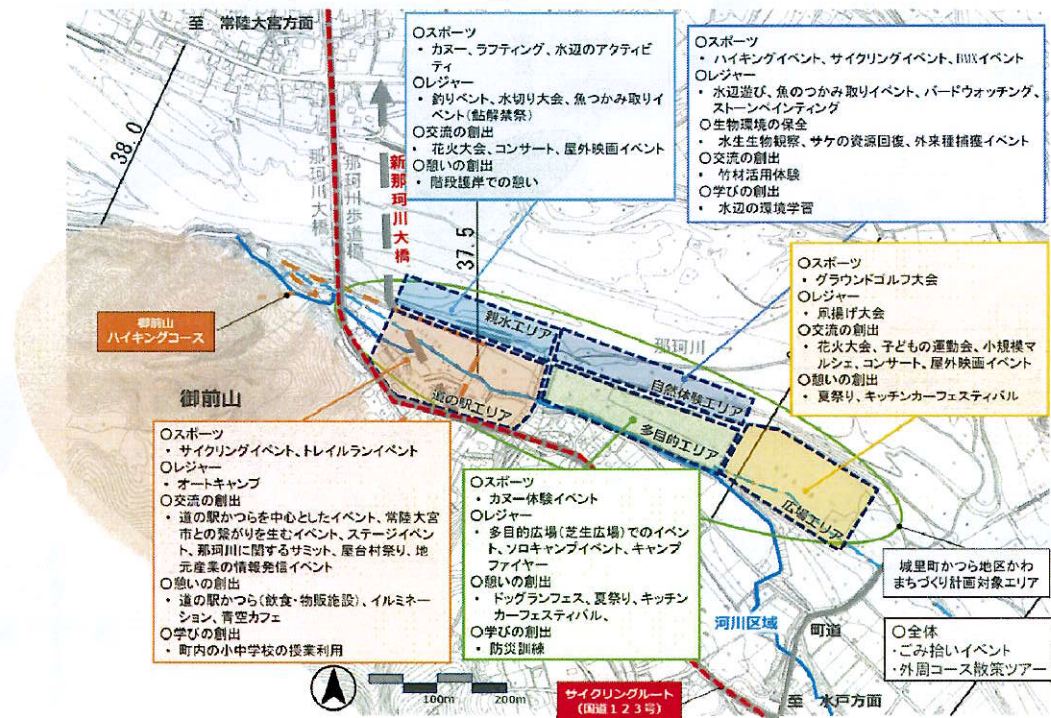
生物環境の保全：水生生物観察、サケの資源回復、外来種捕獲イベント

交流の創出：道の駅かつらを中心としたイベント、花火大会、マルシェ、竹材活用イベント

憩いの創出：道の駅かつら（飲食・物販施設）、階段護岸での憩い、芝生広場

学びの創出：水辺での環境学習、防災訓練、小中学校の授業利用

【エリアごとのソフト施策イメージ】



【ソフト施策案】

分類	ソフト施策	施策のねらい・町民等による 取組方向等
レジャー 活動	多目的広場でのイベント、オートキャンプ、魚のつかみ取り（アユ解禁祭）、釣りイベント、水辺遊び、バードウォッチング、ストーンペインティング、凧揚げ大会、ソロキャンプイベント、キャンプファイヤー、水切り大会	<ul style="list-style-type: none"> 道の駅かつらを中心に地域活動団体のボランティアとの連携によるイベント等の実施 地域の特産であるアユをテーマとした憩いの空間づくりを実施
交流の創出	道の駅かつらを中心としたイベント、花火大会、マルシェ、常陸大宮市との繋がりを生むイベント、ステージイベント、那珂川に関するサミット、屋台村祭り、地元産業の情報発信イベント、子どもの運動会、小規模マルシェ、コンサート、屋外映画のイベント、夏祭り	<ul style="list-style-type: none"> 地域の人々の交流の創出を図ることを目的に、地域活動団体のボランティアとの連携によるイベント等を開催。 大人から子ども問わず参加可能なイベント等の実施
憩いの創出	道の駅かつら（飲食・物販施設）、階段護岸での憩い、芝生広場、イルミネーション、青空カフェ、ドッグランフェス、キッチンカーフェスティバル	<ul style="list-style-type: none"> 来訪者のみならず、地域住民の憩いの創出となるイベントや活動の実施 近接する「道の駅かつら」で販売されているアユとの連携を図り、景観や水辺空間の魅力を活かしたイベントや情報発信を実施
学びの創出	水辺の環境学習、竹材活用体験、防災訓練（防災フェア）、小中学校の授業利用	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校の総合学習等と連携したイベント等の実施や学習機会の創出
スポーツ 活動	カヌー・ラフティング、トレイルラン、サイクリング、グラウンドゴルフ大会、ハイキング、BMX	<ul style="list-style-type: none"> 水辺のアクティビティや、道の駅かつらを拠点としたイベント、地域活動団体ボランティアとの連携による周辺地域資源も活用したイベントの実施
生物環境 の保全	水生生物観察、サケの資源回復、外来種捕獲イベント	<ul style="list-style-type: none"> 各種ソフト施策の実施や、那珂川下流側を自然的な護岸として整備（竹林を残して一部活用）することで、河岸の生き物の生息環境等を保全あるいは創出
全体	ごみ拾いイベント、外周コース散策ツアー	<ul style="list-style-type: none"> 活動団体のボランティアとの連携による実施

【ソフト施策の取組イメージ】



トレイルランイベント



グラウンドゴルフ



水辺での環境学習



魚のつかみ取りイベント



特産品（アユ等）との連携

【これまで実施してきたソフト施策】



伐採した竹材活用イベント（竹鉄砲）



水辺活動（カヌー大会）

夏：水辺活動（カヌー大会）



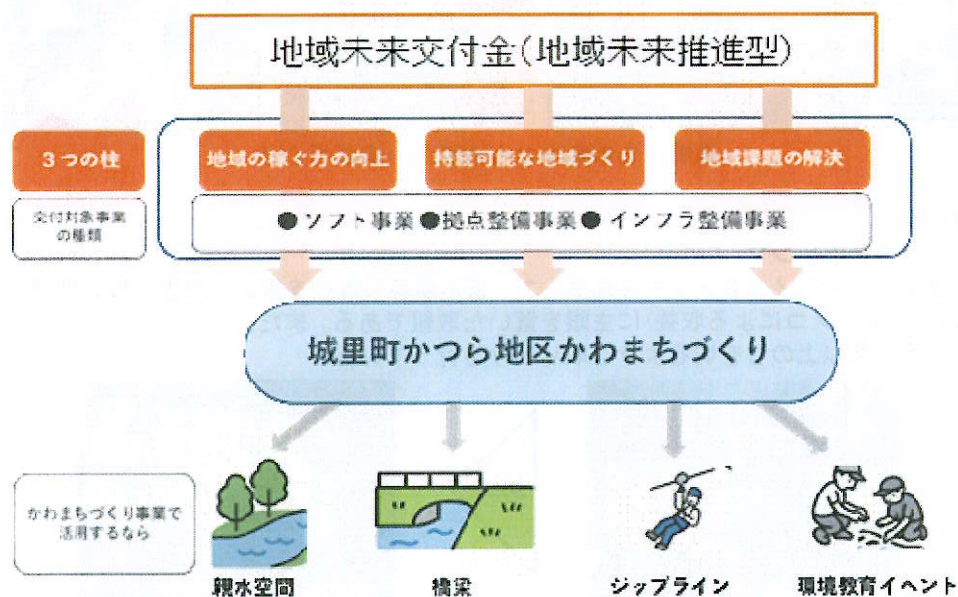
サケの稚魚放流

冬：サケの稚魚放流

① 持続した利活用に向けて

(1) 「地域未来交付金（地域未来推進型）（内閣府）」と「城里町かつら地区かわまちづくり計画」

地方公共団体の自主性と創意工夫を活かし、地域の多様な主体が連携して、地域課題の解決や魅力向上を図る事業を支援する「地域未来交付金（地域未来推進型）（内閣府）」を活用し資金調達を行う。



(2) 地域未来交付金「かつら地区かわまちづくり計画を拠点とした地域活性化事業」

交付金対象額は以下のとおり。

交付金対象額	1 年目	2 年目	3 年目
財源見込額	22,290 千円	169,100 千円	56,197 千円

② 伐採した竹材の再利用

(1) 環境学習

竹炭づくり、竹細工体験



平成25年度かつら地区かわまちづくり

(2) 食材利用

竹林のタケノコで作るメンマ

竹林から産出するタケノコをメンマに加工して、道の駅等で販売を検討。放置竹林を解消しながら地域経済の活性化(タケノコによる収益)に主眼を置いた取組である。また、竹ヘマーキングを行うなどして、倒竹となる5年以上の竹を切るような取り組みを行っている。



(久慈川・道の駅常陸大宮)

(3) 物販

竹かご編み体験

竹を使ったアート作品。地域資源の再発見とアートによる地域活性。インバウンド向けにも効果あり。



(京都府亀岡市)

(4) イベント

竹を使った水鉄砲づくり



(熊本県美里町)

竹灯籠



(大分県竹田町)

たがみバンブー



(新潟県田上市)

③ 地域の文化・資源をつなぐ取組

- ・那珂川大橋の架け替えにより、大型車の相互通行が可能となる。
- ・対岸の常陸大宮市には、久慈川に道の駅常陸大宮かわプラザがある。
- ・サイクリングロードや複数のハイキングコースが設定されている



<様式4>

ハード施策の個別整備計画書

1. 河川名

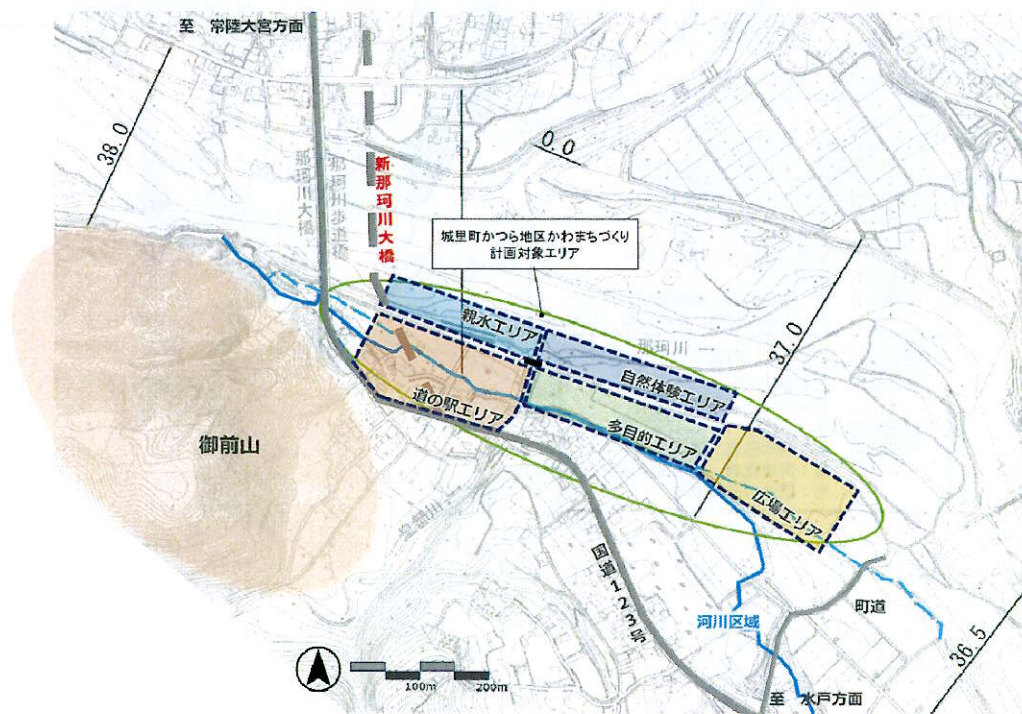
①一級河川那珂川水系那珂川

2. 整備範囲

①一級河川那珂川水系那珂川 かつら地区

那珂川右岸 37.7k～36.7k 付近：那珂川大橋下流～桂運動公園付近の範囲

※キロ表示は河川距離標を示す。



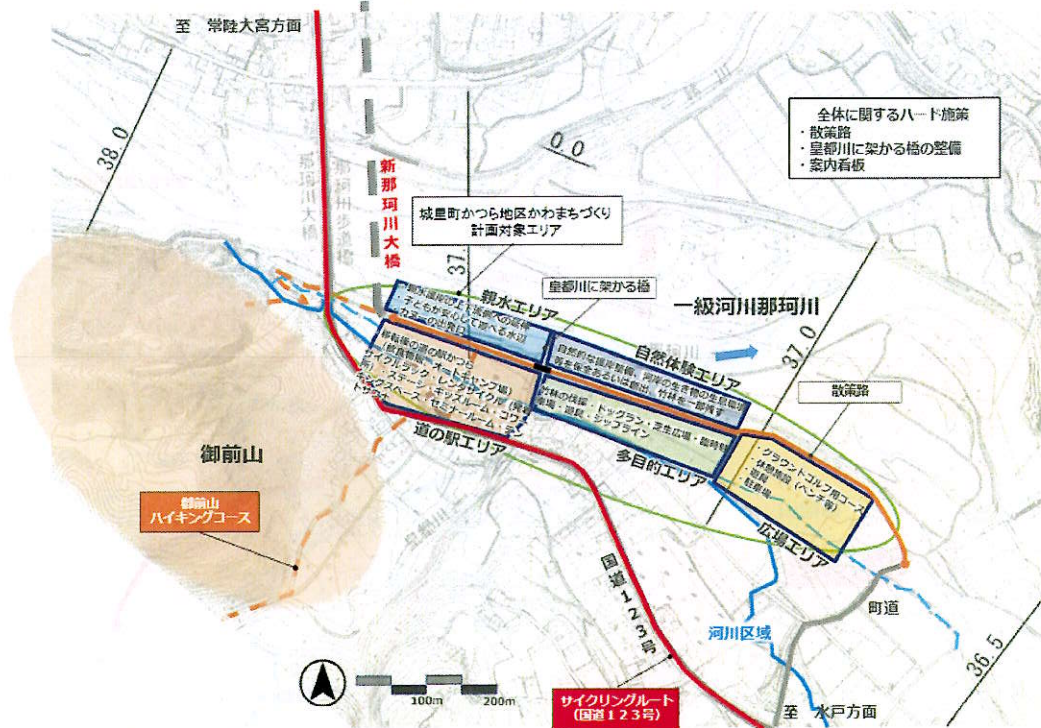
3. 整備内容

那珂川：那珂川右岸 37.7k~36.7k 付近：那珂川大橋下流～桂運動公園付近の範囲

【ハード施策の例】

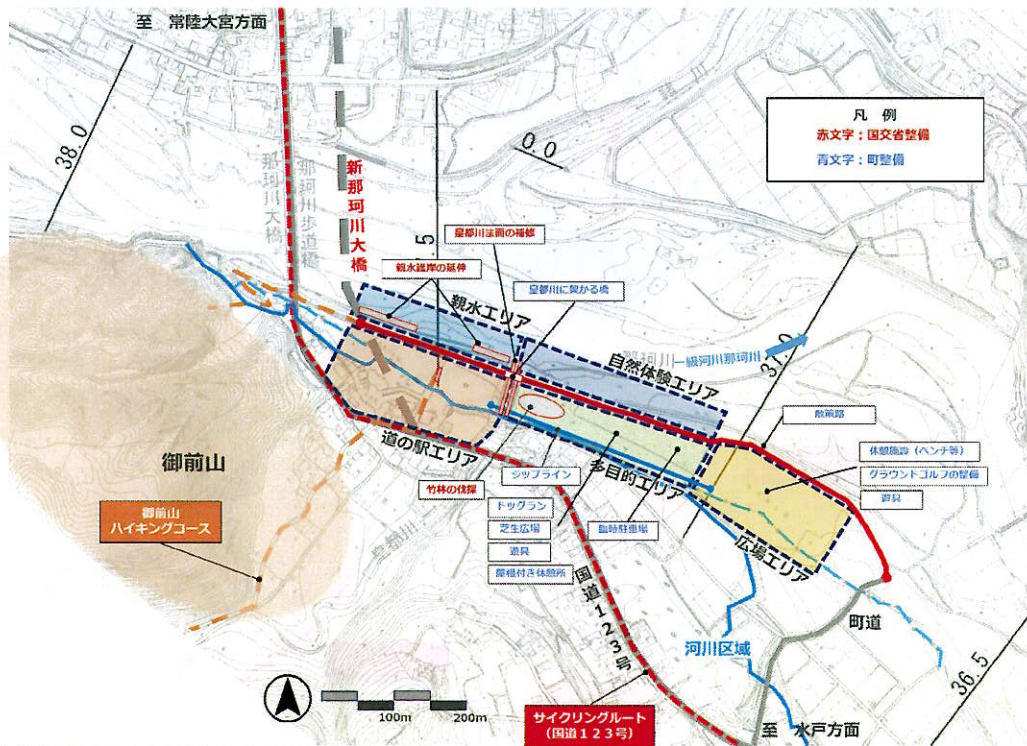
エリア	ターゲット	ハード施策
道の駅エリア	全世代	移転後の道の駅かつら（飲食・物販施設、オートキャンプ場）、サイクルラック、レンタサイクル（発着所）、ステージ、キッズルーム、コワーキングスペース、セミナールーム、テントサウナ
親水エリア	全世代	安全性・景観・環境への配慮を両立した親水護岸の上下流側への延伸、子どもが安心して遊べる水辺、カヌーの出发点
自然体験エリア	子育て世代	自然的な護岸整備、河岸の生き物の生息環境等を保全あるいは創出、竹林を一部残す
多目的エリア	全世代	皇都川脇の竹林の伐採、芝生広場の整備、ドッグランの整備、臨時駐車場（イベント利用時）、遊具、ジップラインの整備
広場エリア	全世代	遊具、グラウンドゴルフの整備、ベンチ等の休憩施設の整備、駐車場
全体	—	散策路の整備（ハイキングコース、サイクリングロードの一部とし回遊性向上）、皇都川に架かる橋の整備、案内看板

【ハード施策の全体図】

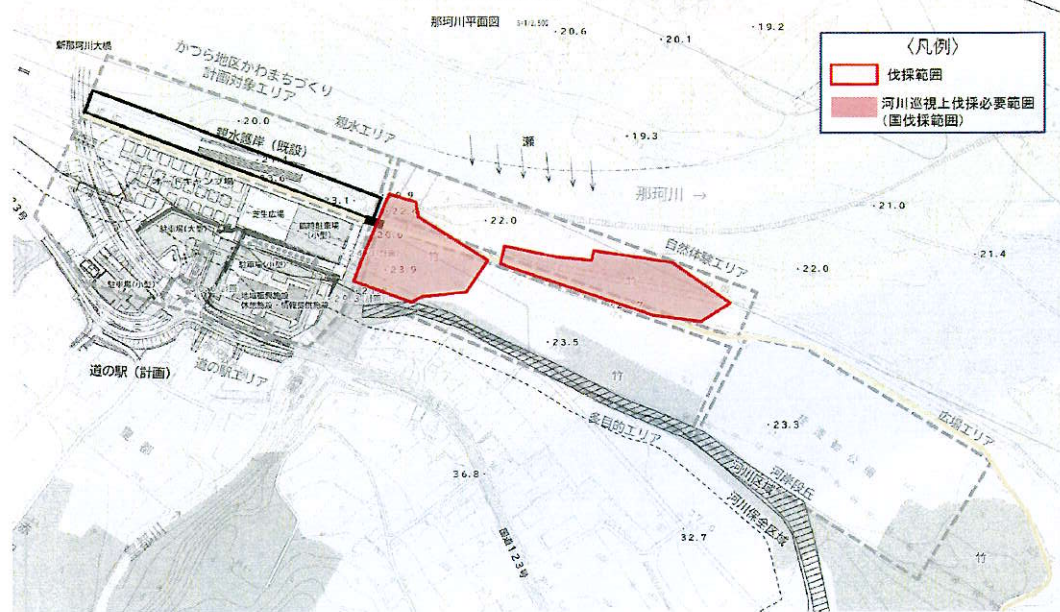


【ハード施策案】

種別	ハード施策	施策のねらい・取り組み方向等
水辺整備	既存親水護岸の上下流側への延伸	<ul style="list-style-type: none"> 道の駅かつらと一体的な空間作り、水辺空間へのアクセスを向上するため既存親水護岸を新那珂川大橋エリアまで延伸および下流側（皇都川側）まで延伸 階段護岸は親水空間の一部として利用可能。設計の工夫により、安全性・景観・環境への配慮を両立 法面崩落が目立つ、皇都川法面の補修による安全性の確保 ※既存護岸の上流側は、道の駅開業後の護岸の利活用状況を確認し、必要に応じて整備する
	皇都川脇の竹林の伐採	<ul style="list-style-type: none"> 計画対象エリア内の眺望を遮り、エリア間のアクセスに影響を与える竹林を伐採し一体的な水辺空間を創出 那珂川の洪水時に阻害要因となりうる皇都川脇の竹林について、治水安全度の観点から竹林を伐採し治水安全度の向上を図る
	散策路	<ul style="list-style-type: none"> 河川管理のための管理用通路の整備する 平常時、車両やひとの通行を想定 各エリアをつなぎアクセス性向上と回遊性を創出
	皇都川に架かる橋	<ul style="list-style-type: none"> 皇都川に橋を架けて上流側エリアと下流側エリアのアクセスを可能とする
施設整備	ジップラインの整備	<ul style="list-style-type: none"> 那珂川沿いを縦断しながら景色を楽しむジップラインの整備
	休憩施設（ベンチ、遊具等）の設置	<ul style="list-style-type: none"> 広場利用者が安心して利用できる休憩施設の整備
	臨時駐車場の整備	<ul style="list-style-type: none"> イベント時に利用可能な臨時駐車場の整備
	芝生広場、ドッグランの整備	<ul style="list-style-type: none"> 河原でのイベント会場、広場遊び等に利用できるよう芝生広場の整備 犬と楽しむことができる広場の整備



【竹林伐採範囲案・伐採計画案】

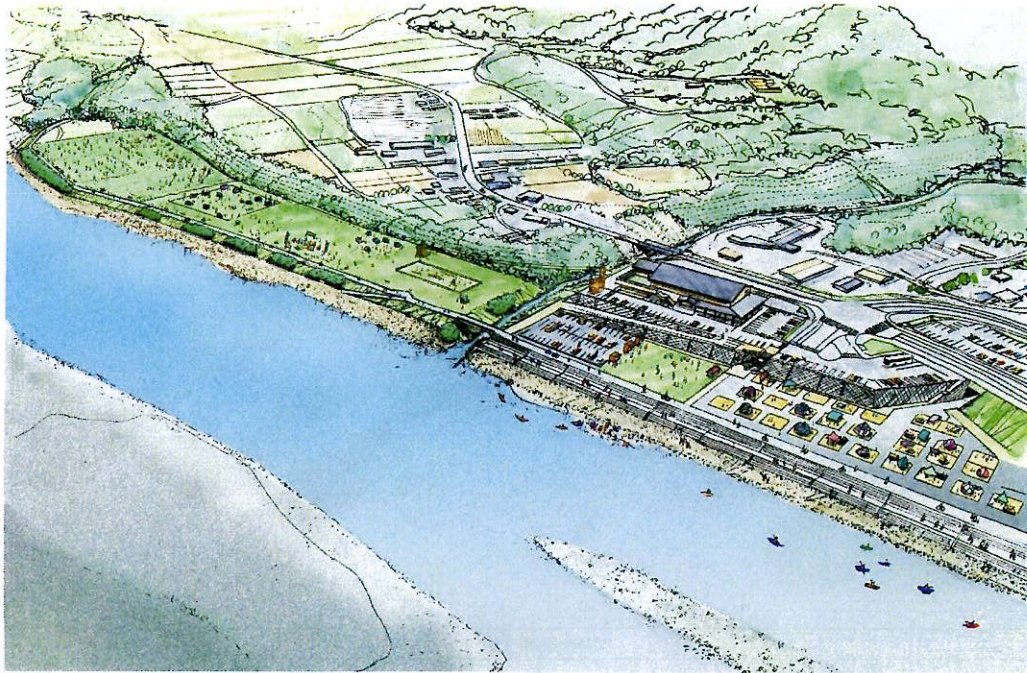


竹林伐採計画（案）				
伐採の目的【必要性】	優先順位※	対象エリア	理由	伐採範囲 分担
河川巡視の支障要因 【視界不良、通行困難、 倒竹の危険性など】	安全性の確保	橋梁・管理用通路となる部分 親水空間へアクセスする部分	● 道の駅エリアと連携するため。	国
	環境への配慮	自然体験エリア	<ul style="list-style-type: none"> ● 増水時の流下能力向上および、自然体験エリアへの眺望確保のため。 ● ただし、自然環境保全のため一部減す。 ● 河床阻害防止や安全確保に加え、伐採材を活用した竹の工芸・食料利用による地域産業振興、観光資源化で経済波及効果を生み出し、定住人口の拡大を目的とする。 	

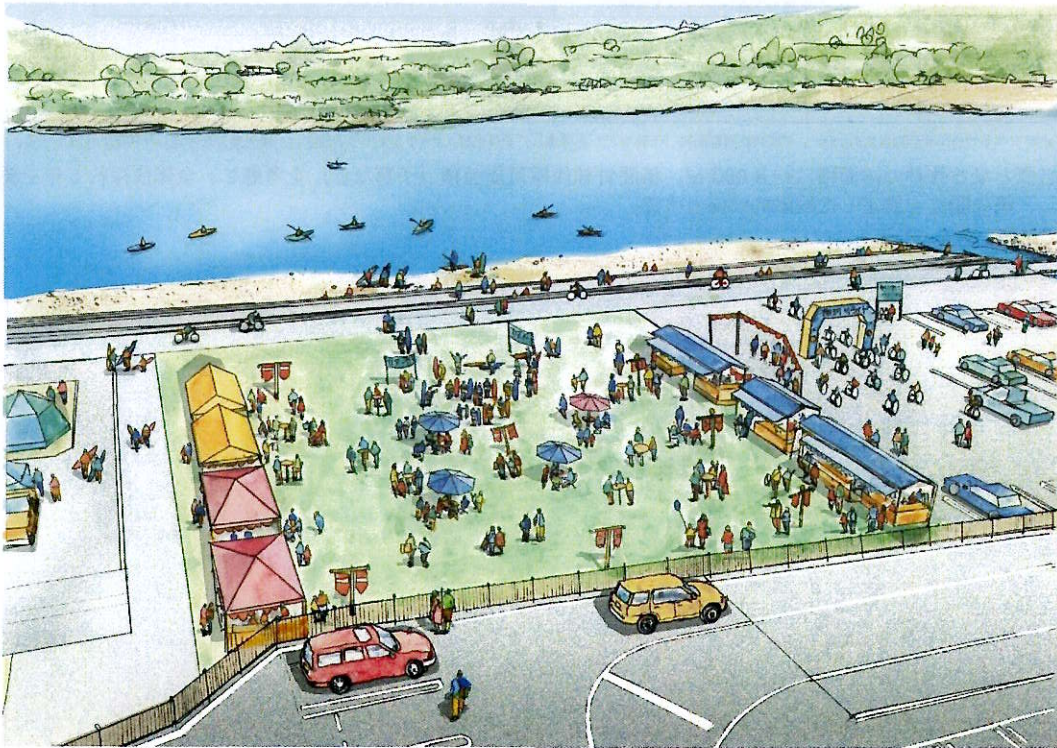
※伐採が必要となる竹林の総面積は約8,000㎡。年間竹林可能面積（予算など）を考慮し、全体伐採に約6年を要すると想定し、優先順位を設定した段階的伐採とする。

※伐採が必要となる竹林の総面積は約 8,000 ㎡。年間竹林伐採可能面積（予算など）を考慮し、全体伐採約 5 年を要すると想定し、優先順位を設定した段階的伐採とする。

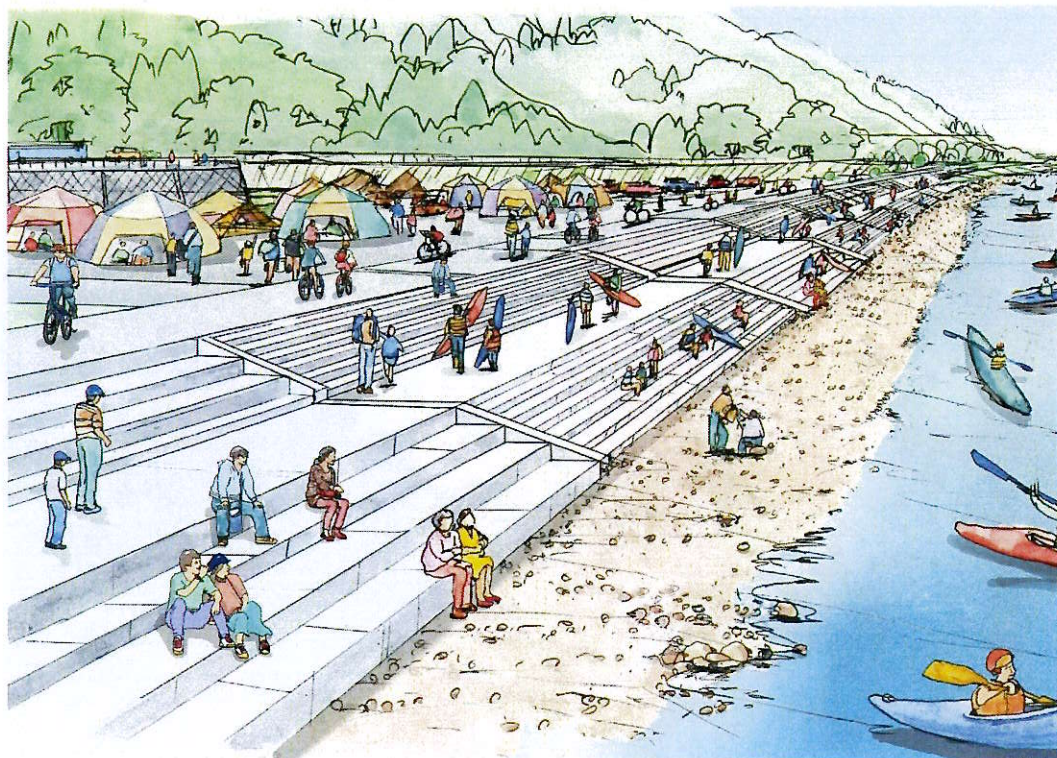
【整備イメージ】



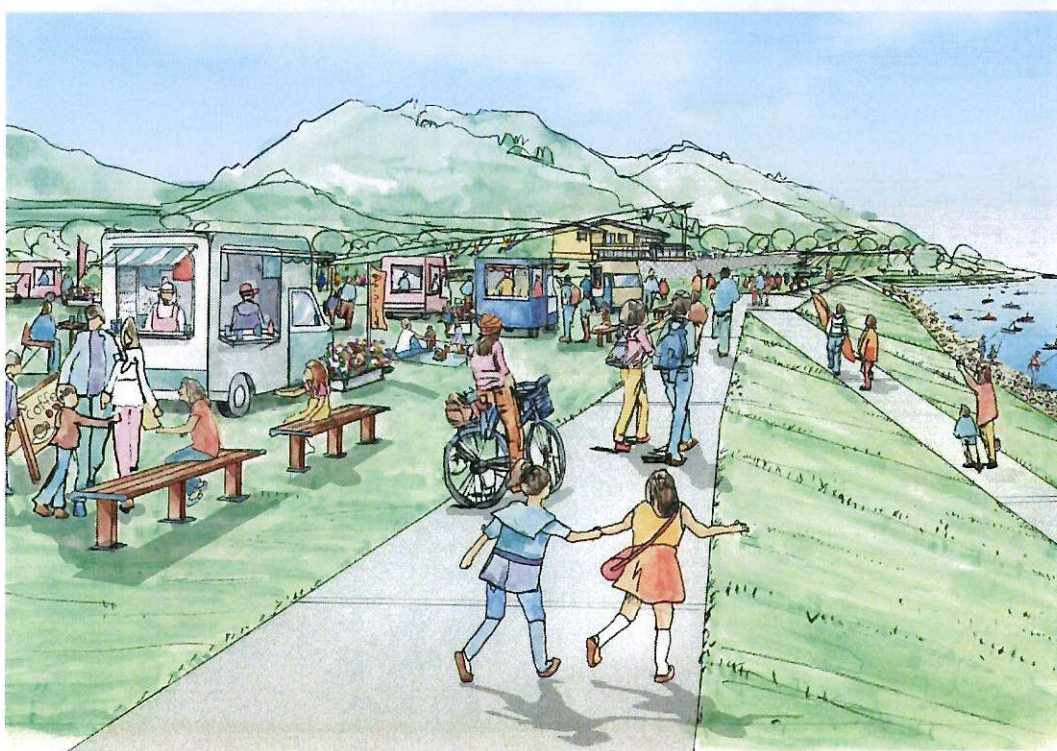
鳥瞰図



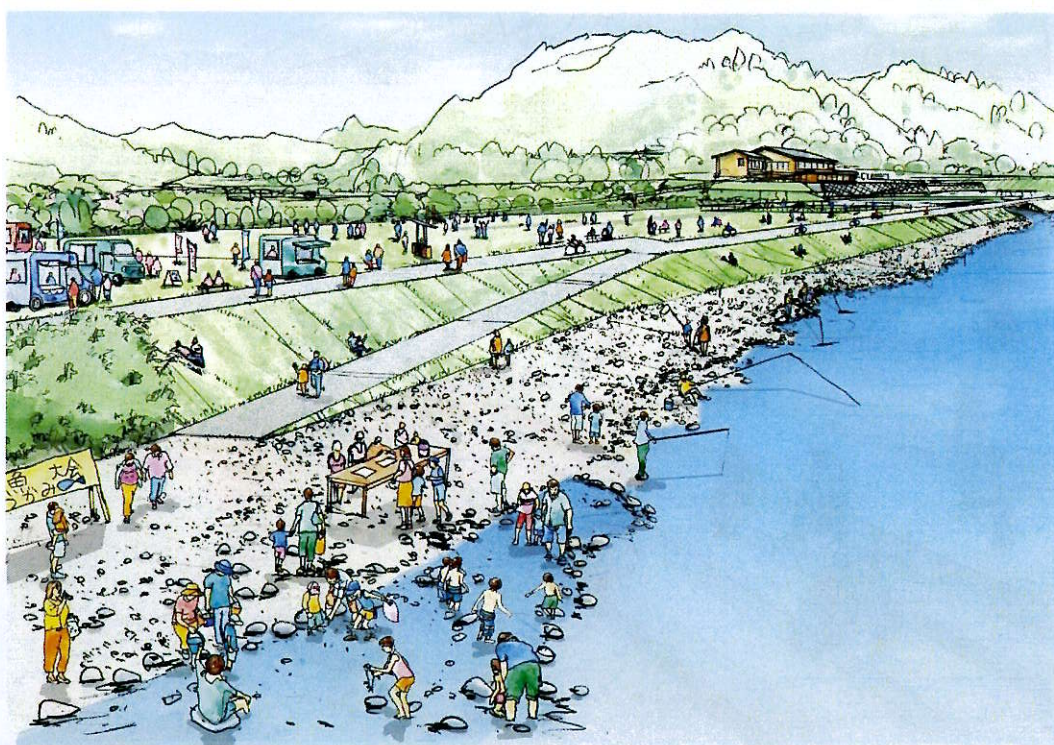
道の駅エリア



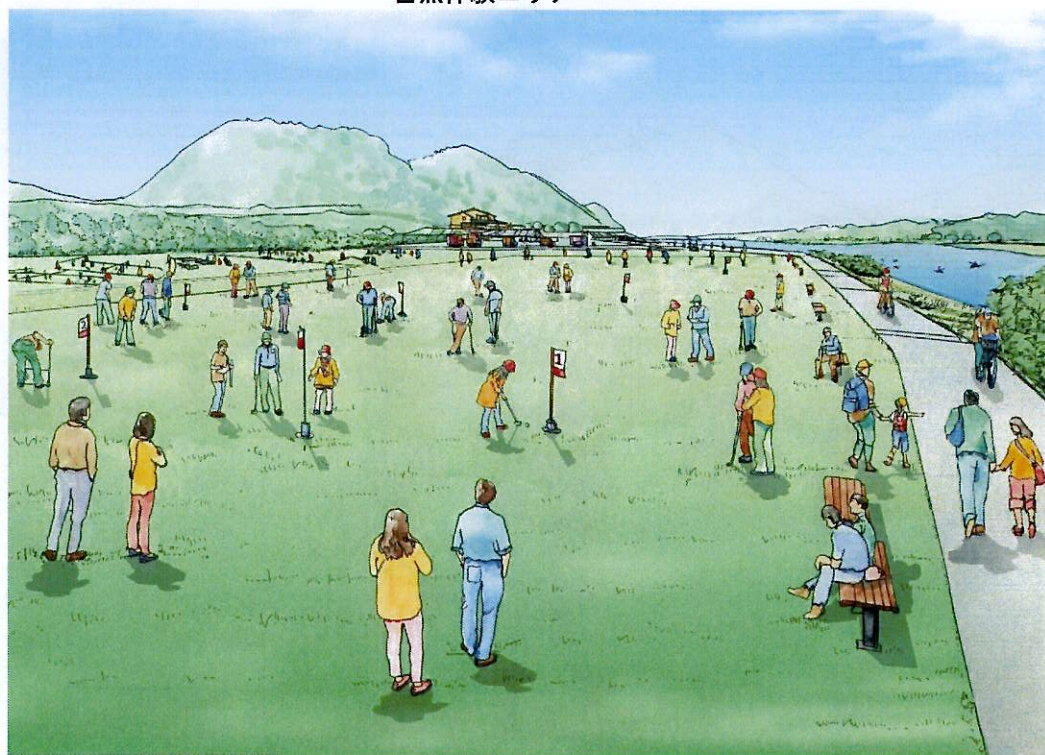
親水エリア



多目的エリア



自然体験エリア



広場エリア

4. 整備の実現方策

・関連事業の整備計画

当該地区にある那珂川大橋は、幅員の狭さや老朽化が進行していることを踏まえ、架け替えを実施する。（那珂川大橋架け替え事業）

また、当該地区の一部である「道の駅かつら」は、開設から 30 年以上が経過していることから施設の老朽化が顕著であり、施設や機能の更新が求められている。加えて、那珂川大橋の架け替え事業において、新ルートに「道の駅かつら」がかかることから移転が必要となり道の駅かつら移転整備事業として整備される。（道の駅かつら移転整備事業）今後、かわまちづくり支援事業を実施することで、更に当該地区の魅力が向上し、観光交流拠点としての魅力が高まる。

・整備工程

城里町かつら地区かわまちづくりについては、令和 8 年度に「かわまちづくり計画」の策定、申請・登録を行うとともに、順次、各種のソフト施策に着手していく予定である。

本事業では、にぎわいの創出と河川管理の両面に資する施設を含むため、施工主体の区分が課題となった。国による施工では予算配分の調整に時間を要する可能性があるため町が交付金等を活用して施工主体となり、地域のニーズに応じたスケジュールで事業を円滑に進める方針とした。

【城里町かつら地区かわまちづくり計画の整備工程案】

整備内容	実施者	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
階段護岸 ※1	河川管理者(国)	登録	検討・設計	整備(工事)		検討・設計		整備(工事)
竹林の伐採 (皇都川法面の補修)	河川管理者(国)				整備(工事)			
散策路	城里町			検討・設計		整備(工事)		
皇都川の架橋	城里町	検討・設計		整備(工事)				
ジップライン 遊具等	城里町	検討・設計		整備(工事)				
ソフト施策 賑わい拠点の形成	民間事業者	順次ソフトに着手						
【関連事業】 道の駅かつら 移転整備事業	城里町	直売所 レストラン 開業	駐車場整備 (旧道の駅撤去・工事)					

※1: 整備年度は予算状況により変動する可能性がある

5. 多自然川づくりに関する事項

護岸整備にあたっては、現地発生材（礫等）をストックし、寄石として再利用することで、水際における小魚の隠れ家や、水生昆虫の生息空間を創出していく。

6. その他特筆すべき事項

① 協議会等の開催実績

（１）城里町かつら地区かわまちづくり協議会

本町では、地域のさまざまな主体と協働して、かわとまちとが一体となった魅力的な水辺空間を形成し、新たな人の流れと賑わいを創出する「かわまちづくり」について協議するために、城里町かつら地区かわまちづくり協議会を設置した。城里町かつら地区かわまちづくり協議会は、これまで３回開催した。

また、城里町かつら地区かわまちづくり協議会の下に、城里町かつら地区かわまちづくり作業部会（ワーキンググループ）を設置した。城里町かつら地区かわまちづくり作業部会（ワーキンググループ）は、これまで３回開催した。

【城里町かつら地区かわまちづくり協議会の開催経緯】

回数	日程	主な議題
第１回	令和７年 ２月２１日（金）	１. かわまちづくり支援制度について ２. 協議会設立に向けた規約及び役員の承認について ３. 城里町かつら地区かわまちづくり計画の概要について
第２回	令和７年 ５月１６日（金）	１. 地域意見の確認（WS実施結果） ２. 城里町かつら地区かわまちづくり計画書（素案）について
第３回	令和８年 ５月２６日（火）	１. 城里町かつら地区かわまちづくり計画書（案）について ２. 維持管理運営について

【第１回 城里町かつら地区かわまちづくり協議会 委員構成】

氏 名	所 属
塩沢 日出男	御前山区 区長
所 正晴	県立自然公園 指導員
上遠野 修	城里町町長・道の駅かつら代表取締役・城里町観光協会会長・城里町開発公社理事長
小幡 利克	道の駅かつら 副社長
谷津 安男	道の駅かつら 店長
大関 真	水戸農業協同組合北部営農資材センター 統括センター長
佐藤 富士雄	那珂川漁業協同組合 代表理事 組合長
廣木 和久	城里町商工会 会長
萩元 太一	国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所 流域治水課 課長
原 辰幸	茨城県地域振興課 課長
三村 孝信	城里町議会 議長
増井 栄一	城里町まちづくり戦略課 課長
大津 好男	城里町都市建設課 課長

【第2回 城里町かつら地区かわまちづくり協議会 委員構成】

氏 名	所 属
塩沢 日出男	御前山区 区長
所 正晴	県立自然公園 指導員
上遠野 修	城里町町長・道の駅かつら代表取締役・城里町観光協会会長・城里町開発公社理事長
小幡 利克	道の駅かつら 副社長
谷津 安男	道の駅かつら 店長
大関 真	水戸農業協同組合北部営農資材センター 統括センター長
佐藤 富士雄	那珂川漁業協同組合 代表理事 組合長
廣木 和久	城里町商工会 会長
小平 武志	国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所 流域治水課 課長
原 辰幸	茨城県地域振興課 課長
三村 孝信	城里町議会 議長
園部 繁	城里町まちづくり戦略課 課長
加藤 孝行	城里町都市建設課 課長

【第3回 城里町かつら地区かわまちづくり協議会 委員構成】

氏 名	所 属
塩沢 日出男	御前山区 区長
所 正晴	県立自然公園 指導員
上遠野 修	城里町町長・道の駅かつら代表取締役・城里町観光協会会長・城里町開発公社理事長
小幡 利克	道の駅かつら 副社長
谷津 安男	道の駅かつら 店長
大関 真	水戸農業協同組合北部営農資材センター 統括センター長
佐藤 富士雄	那珂川漁業協同組合 代表理事 組合長
廣木 和久	城里町商工会 会長
佐々木 哲也	国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所長
海野 健	茨城県地域振興課 ひたちなか整備室長
片岡 藏之	城里町議会 議長
園部 繁	城里町まちづくり戦略課 課長
加藤 孝行	城里町都市建設課 課長

【事務局】

城里町まちづくり戦略課

第1回 城里町かつら地区かわまちづくり協議会の様子



第2回 城里町かつら地区かわまちづくり協議会の様子



第3回 城里町かつら地区かわまちづくり協議会の様子



(2) 城里町かつら地区かわまちづくり作業部会

城里町かつら地区かわまちづくり作業部会の開催状況

【城里町かつら地区かわまちづくり作業部会】

回数	日程	検討項目
第1回	令和7年2月20日(木)	・第1回協議会内容確認 ・与条件及び課題の確認
第2回	令和7年6月17日(火)	・かわまちづくり計画書(素案)について
第3回	令和8年4月20日(月)	・かわまちづくり計画書(案)について

② 地域住民の意向の把握に努めることの開催実績

(1) ワークショップの開催

「城里町かつら地区かわまちづくり計画」を推進するにあたり、ハード整備、ソフト施策、イベント等への関わり方や役割について、主に地元住民及び利用者等の意見を反映することを目的に全2回ワークショップを開催した。

【第1回ワークショップ】

第1回は、令和7年4月11日(金)に、道の駅かつら食堂において、18人の参加により開催した。ワークショップでは、事務局から城里町かつら地区かわまちづくり計画で想定される水辺の利活用方策案について説明し、ワークショップ①、②の2つの検討テーマで話し合いをおこなった。ワークショップ①では「水辺の“いま”を知ろう」と題し、水辺の良いところや気になるところについて話し合いを行った。また、ワークショップ②では「水辺の“これから”について考えよう」と題し、水辺の利活用方策(ハード整備、ソフト施策、イベント等への関わり方や担い手)について話し合いを行った。



第1回ワークショップの様子



話し合いの様子



各班の代表者によるまとめの発表（1班）



各班の代表者によるまとめの発表（2班）

【第2回ワークショップ（意見交換会）】

第2回は、令和7年4月19日（土）に桂公民館において、40人の参加によりワークショップ（意見交換会）を開催した。ワークショップでは、事務局から城里町かつら地区かわまちづくり計画で想定される水辺の利活用方策案について説明し、水辺の利活用方策について参加者より活発な意見交換が行われた。



第2回ワークショップ（意見交換会）の様子

③ 活動の継続と地域との連携

計画の登録にとどまらず、城里町かつら地区かわまちづくり計画の完成度を高める活動の継続や、地域との連携した取り組みを積極的に実施する。

〈施工時の工夫〉

戸多地区かわまちづくり(茨城県那珂市)
多目的広場予定地として整正した河川敷で、ポット芝苗作業を地域住民と協働で実施。約 500 人が参加。



戸多地区かわまちづくり(那珂市水辺部河川、茨城県那珂市)での作業

〈維持管理の工夫〉

草刈りオリンピック(岡山県美作市)
楽しみながら放棄地の管理を進めるため企画。草刈りの速さや技術を競う「草刈りオリンピック大会」の開催。



〈情報発信・ロゴ等の活用〉

城里町かつら地区に訪れてもらうため、目的やターゲットに応じて適切かつ効果的な方法で各関係主体と連携を図りながら情報発信を行う。



〈ミズベリング・プロジェクト〉

ミズベリング・プロジェクト等の官民一体の協働プロジェクトへの積極的な参加。



<様式5>

維持管理計画書

1. 継続的な有効利用に関する計画	
① 継続的な利活用に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賑わいの継続に向けて、民間事業者（道の駅かつら）を中心として、継続可能なソフト施策の施行および実現を行う。 ・ 「御前山・那珂川カヌーフェスティバル」、「御前山サイクリングフェスティバル」、「御前山トレイルラン大会」等の既存イベントの継続実施を行う。
② 地域協力による景観維持活動・水辺の賑わい創出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道の駅からの借景を保つため、地域ボランティアによる除草やごみ拾いなどの活動が継続的に行われている。また、これらの取組は、施設周辺の景観維持に加え、地域との連携や愛着の醸成にも寄与している。

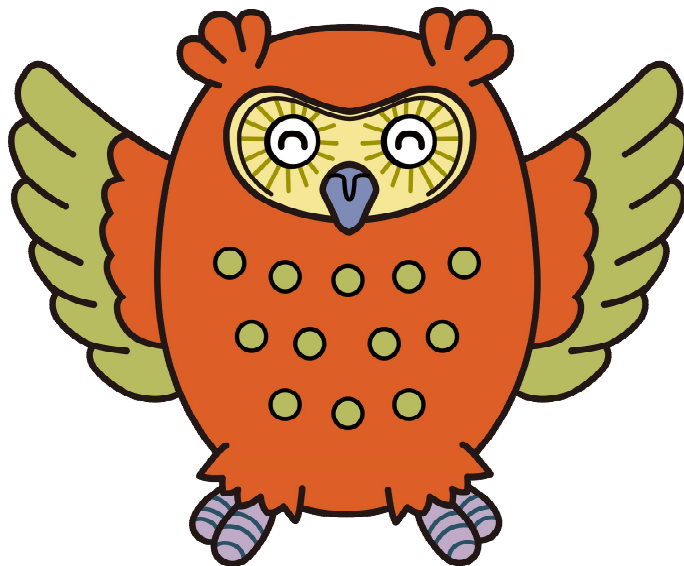
2. 維持管理計画
各施設の維持管理は下表の計画を想定している。

	管理者	管理対象	
施設の 維持管理	国土交通省 ・ 城里町	※親水護岸 散策路	
		皇都川に架かる橋	ジップライン
	城里町	芝生広場	ベンチ・遊具
		ドッグラン	臨時駐車場
		屋根付き休憩所	グラウンドゴルフ場
日常的な 維持管理	城里町 民間事業者 地域活動団体 地元住民	除草、ごみ拾い等	

※躯体の補修等については、国土交通省の維持管理対象とし、それ以外の軽度な補修・維持管理については城里町の対象とする。

	管理者	管理対象	備考
皇都川法面 の補修	国土交通省	法面の整地	多自然型法面としての施工
		流下阻害物の撤去	堆積土砂や樹木等の除去
	城里町	日常的な維持管理	除草やゴミ拾い等

城里町新型インフルエンザ等対策行動計画



城里町

令和8年（2026年）7月改定

目 次

第1 はじめに	1
1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
2 行動計画の作成と感染症危機対応	2
(1) 行動計画の作成	2
(2) 新型コロナウイルス感染症対応での経験	2
3 行動計画改定の目的	4
(1) 政府行動計画改定の目的	4
(2) 県行動計画の改定	4
(3) 町行動計画の改定	4
第2-1 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	5
1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	5
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する	5
(2) 町民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする	5
2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	6
3 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	8
(1) 有事のシナリオの考え方	8
(2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）	8
4 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	10
(1) 平時の備えの整理や拡充	10
(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え	10
(3) 基本的人権の尊重	11
(4) 危機管理としての特措法の性格	12
(5) 関係機関相互の連携協力の確保	12
(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応	12
(7) 感染症危機下の災害対応	12
(8) 記録の作成・保存	12
第2-2 新型インフルエンザ等対策の対策項目	
1 町行動計画における対策項目等	13
(1) 町行動計画の主な対策項目	13
(2) 対策項目ごとの基本理念と目標	13
第2-3 対策推進のための役割分担（県行動計画より抜粋）	15
(1) 国の役割	15
(2) 地方公共団体の役割	15
(3) 医療機関の役割	16

(4) 指定（地方）公共機関の役割	16
(5) 登録事業者	16
(6) 一般の事業者	17
(7) 町民	17
第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	18
第1章 実施体制	18
第1節 準備期	18
第2節 初動期	19
第3節 対応期	19
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	21
第1節 準備期	21
第2節 初動期	23
第3節 対応期	24
第3章 まん延防止	27
第1節 準備期	27
第2節 初動期	27
第3節 対応期	27
第4章 ワクチン	28
第1節 準備期	28
第2節 初動期	31
第3節 対応期	33
第5章 保健	37
第1節 準備期	37
第2節 初動期	37
第3節 対応期	37
第6章 物資	38
第1節 準備期	38
第2節 初動期	38
第3節 対応期	38
第7章 町民の生活及び経済の安定の確保	39
第1節 準備期	39
第2節 初動期	40
第3節 対応期	40
用語集	43
資料編	45
城里町新型インフルエンザ対策本部設置要綱	45

第1 はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、新型コロナウイルスのパンデミックのように、既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には以下の3つである。

- ① 新型インフルエンザ等感染症
- ② 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③ 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

（１）行動計画の作成

特措法の制定以前からも、新型インフルエンザに係る対策に取り組んでおり、2005年には、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、国の「新型インフルエンザ対策行動計画」が作成され、茨城県においても同年12月、「茨城県新型インフルエンザ対策行動計画」が作成され、以来、数次の部分的な改定が行われてきた。

2009年の新型インフルエンザ（A/H1N1）対応の経験を経て、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、2011年に新型インフルエンザ対策行動計画が改定され、あわせて、新型インフルエンザ（A/H1N1）対応の教訓等を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、2012年4月に特措法が制定された。

2013年には、特措法第6条の規定に基づき、「新型インフルエンザ等対策有識者会議中間とりまとめ」（2013年2月7日）を踏まえ、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）が作成された。政府行動計画では、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等が示されるとともに、都道府県が都道府県行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等が定められており、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢が示されている。

茨城県においては、特措法第7条に基づき、政府行動計画で定められた事項を踏まえ、従前の「茨城県新型インフルエンザ対策行動計画」を修正し、2014年2月に「茨城県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）が策定された。

本町においても、新型インフルエンザ等の脅威から町民の健康を守り、安全・安心を確保することから、国及び茨城県で策定された政府行動計画や県行動計画を踏まえつつ、2015年3月に「城里町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「町行動計画」という。）を策定したところである。

（２）新型コロナウイルス感染症対応での経験

2019年12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、2020年1月には国内でも新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認された。

その後、同月には閣議決定による政府対策本部（新型コロナウイルス感染症対策本部）が設置され、同年2月には新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の立上げや「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の決定等が行われた。同年3月には特措法が改正され、新型コロナを特措法の適用対象とし、特措法に基づく政府対策本部の設置、基本的対処方針の策定が行われる等、特措法に基づき、政府を挙げて取り組む体制が整えられた。

その後、特措法に基づく緊急事態宣言（特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいう。以下同じ。）の発出、医療提供体制の強化、予備費による緊急対応策や補正予算による対策、まん延防止等重点措置の創設等の特措法改正、変異株への対応、ワクチン接種の実施、行動制限の緩和等、ウイルスの特性や状況の変化に応じて、国家の危機管理として新型コロナ対応が行われた。

そして、国内感染者の確認から 3 年余り経過した 2023 年 5 月 8 日、新型コロナを感染症法上の 5 類感染症に位置付けることとし、同日に政府対策本部及び基本的対処方針が廃止された。

今般、3 年超にわたって特措法に基づき、新型コロナ対応が行われたが、この経験を通じて強く認識されたことは、感染症危機が、社会のあらゆる場面に影響し、町民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活を始めとする町民の生活の安定にも大きな脅威となるものであったことである。

感染症危機の影響を受ける範囲についても、新型コロナ対応では、全ての町民が、様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合うこととなった。この間の経験は、感染症によって引き起こされるパンデミックに対し、本町の危機管理として社会全体で対応する必要があることを改めて浮き彫りにした。

そして、感染症危機は、決して新型コロナ対応で終わったわけではなく、次なる感染症危機は将来必ず到来するものである。

3 行動計画改定の目的

（１）政府行動計画改定の目的

政府行動計画の改定は、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るために行われたものである。

2023年9月から新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）において新型コロナ対応を振り返り、課題を整理したところ、以下の課題が挙げられた。

- ・ 平時の備えの不足
- ・ 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- ・ 情報発信

これらを踏まえ、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指すことが必要であり、そのためには以下の3つの目標を実現する必要があるとされた。

- ・ 感染症危機に対応できる平時からの体制作り
- ・ 国民生活及び社会経済活動への影響の軽減
- ・ 基本的人権の尊重

これらの目標を実現できるよう、政府行動計画が全面改定された。

（２）県行動計画の改定

県は、政府行動計画の全面改定を受け、従前の「茨城県新型インフルエンザ等対策行動計画」を全面改定した。

（３）町行動計画の改定

町は、政府行動計画及び県行動計画の全面改定を受け、従前の「城里町新型インフルエンザ等対策行動計画」を全面改定する。

第２－１ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命及び健康や生活及び経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くが罹患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を本町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の２点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

（１）感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備等のための時間を確保するための国や県の対策に協力する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにするための国や県の対策に協力する。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らすための国や県の対策に協力する。

（２）町民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民の生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- ・ 町民の生活及び経済の安定を確保する。
- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成や実施等により、町民の生活及び経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザや新型コロナのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。本行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、本行動計画においては、科学的知見や本町の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。

○ 発生前の段階（準備期）では、町民に対する啓発や事業継続計画等の策定、ＤＸの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

○ 国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階（初動期）では、直ちに初動対応の体制に切り替える。新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を策定することが必要である。

○ 国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期（対応期）では、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

○ 国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期（対応期）では、本町は、国、県、事業者等と相互に連携して、医療提供体制の確保や町民の生活及び経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

○ 最終的には、流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎える。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、町民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、町による対策だけでは限界があり、事業者や町民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケットなどの季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

本行動計画は、町としての対策の基本的な方針等及び認識を示すものであり、対応マニュアル等を元に具体的な対策を講じていくものとする。

（１）有事のシナリオの考え方

国、県により、過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオが想定されている。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定にあたっては、国、県において病原体の性状のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方が示されている。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては「第３ 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分で町の具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

（２）感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、前述の（１）の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切り替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

○初動期

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

○対応期①：封じ込めを念頭に対応する時期

政府対策本部の設置後、国内で新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対策する（例として、この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパネミックスワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。

○対応期②：病原体の性状等に応じて対応する時期

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。

○対応期③：ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき、対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。）

○対応期④：特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により感染症等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、「第3 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。

特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」（対応期②）においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの部分を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。また、病原性や感染性等の観点からのリスク評価の大括りの分類に応じた対策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

また、対応期の「ワクチンや治療薬により対応力が高まる時期」（対応期③）については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」（対応期④）を迎えることも想定される。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特にこどもや若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

国、県、町は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、政府行動計画、県行動計画及び町行動計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

（１）平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の（ア）から（エ）までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるＤＸの推進等を行う。

（ア）新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

（イ）初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

（ウ）関係者や町民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や町民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

（エ）ＤＸの推進や人材育成等

衛生部門の負担軽減、医療関連情報の有効活用、国と県、町の連携の円滑化等を図るためのＤＸの推進のほか、人材育成、国、県、町との連携等の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

（２）感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により町民の生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の（ア）から（オ）までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、町民の生命及び健康の保護と、町民の生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

（ア）可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えにあたっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたりスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切にリスク評価の仕組みが、国、県により構築されるので、町はその状況を把握し、町民に周知を行う。

(イ) 医療提供体制と町民の生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には、県が予防計画及び医療計画に基づき、医療提供体制の速やかな拡充を図る。その体制を超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける町民や事業者を含め、町民の生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

(ウ) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

県は、科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。町は、県の対応に合わせて町内の対策を講じる。

(エ) 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

(オ) 町民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策にあたっては、町民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、こどもを含め様々な年代の町民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。

こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策が講じられる場合には、対策の影響を受ける町民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

(3) 基本的人権の尊重

国、県、町は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施にあたって、町民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、町民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。あわせて、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機にあたっては町民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

（４）危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、必ずしもこれらの措置が講じられるものではないことに留意する。

（５）関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、県対策本部及び町対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

町は県に対して必要に応じて、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。県はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

（６）高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

県は感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。町は必要に応じて県の対策に協力する。

（７）感染症危機下の災害対応

町は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄等を進め、避難所施設の確保等を進める。また、県及び町において、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、町は、県や他市町村と連携し、発生地域における状況を適切に把握する。また、県及び町は、必要に応じ、感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

（８）記録の作成・保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

第２－２ 新型インフルエンザ等対策の対策項目

1 町行動計画における対策項目等

（１）町行動計画の主な対策項目

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

行動計画は、新型インフルエンザ等対策の２つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと及び「町民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

以下の７項目を町の行動計画においては主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 町民の生活及び経済の安定の確保

（２）対策項目ごとの基本理念と目標

行動計画の主な対策項目で７項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現にあたって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示す①から⑦までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

① 実施体制

感染症危機は町民の生命及び健康や、町民の生活及び経済に広く大きな被害を及ぼすことから、町全体の危機管理の問題として取り組む必要がある。国、県、近隣市町村、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図ることが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集等を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護し、町民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、

各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、町民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、町は平時から町民の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

③ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、町民の生活及び社会経済活動への影響を最小化するために、町民や事業者から、国、県が行うまん延防止対策等への理解・協力を得よう努める。

④ ワクチン

ワクチン接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、町民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。そのため、国、県及び町は、医療機関や事業者、関係機関等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

⑤ 保健

町は、県からの依頼に基づき、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察及び生活支援等に協力することで、町民の生命及び健康の保護につなげる。

⑥ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な需要の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、町の支援が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

⑦ 町民の生活及び経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、町民の生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、国、県及び町は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や町民等に必要な準備を行うことを勧奨する。

新型インフルエンザ等の発生時には、国、県及び町は、町民の生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や町民等は平時の準備を基に自ら事業継続や感染防止に努める。

第２－３ 対策推進のための役割分担（県行動計画より抜粋）

（１）国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

さらに、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及びこれを補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

なお、特措法第２条に定める指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

（２）地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、

感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県、保健所設置市、感染症指定医療機関等で構成される連携協議会等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。

また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

【町】

町は、町民に最も近い行政単位であり、町民に対するワクチンの接種や、町民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の高齢者、障害者等の要配慮者等への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。自宅療養者等に対する健康観察や生活支援等の療養環境の整備等、県が実施する施策への協力や感染状況等の情報提供、相談対応を通じて町民に身近な立場から感染症の発生及びまん延の防止を図るものとし、対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

（３）医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び連携協議会や関係機関等（以下「連携協議会等」という。）を活用した地域における連携を進めることが重要である。

加えて、地域における院内感染対策のネットワークの構築と医療機関相互に支援する体制の構築が重要である。新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、各医療機関は、当該感染症の特性を踏まえ、特定機能病院、感染症指定医療機関等それぞれの役割を担い、協定指定医療機関は医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

（４）指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

（５）登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民の生活及び経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の町民の生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

（６）一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

（７）町民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、個人が行う基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、各個人においてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努め、発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための各個人が対策を実施するよう努める。

第3 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章

実施体制

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係者一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

(2) 所要の対応

1-1. 実践的な訓練の実施【健康福祉課、関係各課】

町は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、県等と連携し新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

1-2. 町行動計画等の作成や体制整備・強化【健康福祉課、関係各課】

- ① 町は町行動計画を作成・変更する。町行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者等の意見を聴く。
- ② 町は新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び、有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- ③ 町は特措法の定めのほか、町対策本部に関し、必要な事項を条例で定める。
- ④ 町は県等による研修も活用しつつ、新型インフルエンザ等対策に携わる人材の養成等を行う。

1-3. 県、市町村等の連携の強化【健康福祉課、関係各課】

- ① 県、町、指定地方公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ② 県、町、指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。
- ③ 町は、第3節（対応期）3-1-3 に記載している特定新型インフルエンザ等対策（特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。）の代行や応援の具体的な運用方法について、県と事前に調整し、着実な準備を進める。
- ④ 町は、感染症対策の事前の体制整備や人材確保等の観点から県が総合調整を実施する場合は、当該総合調整に従い相互に着実な準備を進める。

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、事態を的確に把握するとともに、町民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

(2) 所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

町は、国、県の動向を注視して各種対策の検討を進めるとともに、町対策本部の設置に向けた準備を行う。

2-2. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

① 政府対策本部が設置された場合、県は、直ちに県対策本部を設置する。あわせて町は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。**【町対策本部、関係各課】**

② 町は、必要に応じて、第1節（準備期）1-2、1-3 を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。**【町対策本部、総務課、健康福祉課、関係各課】**

③ 町は、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと国において判断される場合には、感染症法等に基づく基本的な感染症対策を実施する。**【町対策本部、健康福祉課、関係各課】**

2-3. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討し、所要の準備を行う。**【町対策本部、財務課、関係各課】**

第3節 対応期

(1) 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、国、県、町及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに町民の生活及び経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

(2) 所要の対応

3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 対策の実施体制

- ① 町は、県等とも連携し地域の感染状況について収集した情報とリスク評価を踏まえ、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。**【町対策本部】**
- ② 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。**【町対策本部、総務課、関係各課】**

3-1-2. 県による総合調整【町対策本部、健康福祉課】

- ① 町は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県に対し、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。
- ② 県は、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、市町村、医療機関その他の関係機関に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置その他のこれらの者が実施する措置に関し必要な総合調整を行う。町は、当該調整に協力する。

3-1-3. 職員の派遣・応援への対応【町対策本部、総務課、健康福祉課】

- ① 町は、新型インフルエンザ等のまん延により町の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- ② 町は、特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、近隣市町村又は県に対して応援を求める。

3-1-4. 必要な財政上の措置【町対策本部、財務課、関係各課】

町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討し、所要の準備を行う。

3-2. 緊急事態措置の検討等について

3-2-1. 緊急事態宣言の手続【町対策本部、健康福祉課、関係各課】

町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置する。町は、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制【町対策本部】

3-3-1. 町対策本部の廃止

町は、政府対策本部が廃止されたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する。

第1節 準備期

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、町民等、地方公共団体、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、町は、平時から、町民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、町による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた町民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等について整理する。

(2) 所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における町民等への情報提供・共有

【まちづくり戦略課、健康福祉課、関係各課】

1-1-1. 感染症に関する情報提供・共有

町は、平時から国や県等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、町民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、国、県、町による情報提供・共有が有用な情報源として、町民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

その際、個人が行う基本的な感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、県及び町の関係各課と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。

1-1-2. 偏見・差別等に関する啓発

町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げになること等について、国や県が行う啓発活動に協力する。これらの取り組み等を通じ、町等による情報提供・共有が有用な情報源として、町民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

1-1-3. 偽・誤情報に関する啓発

町は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、AI（人工知能）技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、町民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、国や県等が行う各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発に協力する。また、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、町民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。これらの取組等を通じ、国、県、町等による情報提供・共有が有用な情報源として、町民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

1-2. 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

【まちづくり戦略課、健康福祉課、関係各課】

町は、情報提供・共有の体制整備等として、以下の取組を行う。

1-2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

- ① 町は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて町民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。
- ② 町として一体的かつ整合的な情報提供・共有を行うことができるよう、必要な体制を整備するとともに、情報提供・共有の方法等を整理する。
- ③ 町は、新型インフルエンザ等の発生時に、県や業界団体等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。

1-2-2. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- ① 町は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理し、必要な体制を整備する。
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生時に、町民等からの相談に応じるため、国のコールセンター等の相談対応機関について周知の準備を進める。また、町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、町民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、町民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等の不安の解消等に努める。

(2) 所要の対応

町は、国や県等から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、町内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、町民等に対し以下のとおり情報提供・共有する。

2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

【まちづくり戦略課、健康福祉課、関係各課】

町においては、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

町は、国や県等が行う感染症の特徴や発生状況等の科学的知見等に関する情報提供に協力する。

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

【まちづくり戦略課、健康福祉課、関係各課】

① 町は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向や町に寄せられた意見等の把握等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。

② 町は、国が作成する Q&A 等や国や県が設置するコールセンター等を町民に周知する。

③ 町は、国からの要請を受けて必要時にコールセンター等を設置する。

2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

【まちづくり戦略課、健康福祉課、関係各課】

町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、国や県が行う情報提供・共有に協力する。あわせて、偏見・差別等に関する国、NP0 等の各種相談窓口に関する情報を町民等に周知する。

また、その時点で得られた科学的知見等に基づく国や県からの情報の提供・共有に協力し、町民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

第3節 対応期

（１）目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、町は、町民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する町民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、町民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人が行う基本的な感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有するなど、町民等の不安の解消等に努める。

（２）所要の対応

町は、国や県等から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、町内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、対策の決定プロセスや理由、実施主体等を明確にしながら、町民等に対し、以下のとおり情報提供・共有を行う。

3-1. 基本的方針

【町対策本部、まちづくり戦略課、健康福祉課、関係各課】

3-1-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

① 町は、町民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人が行う基本的な感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

② 町は、県等が行う感染症の特徴や発生状況等の科学的知見等に関する情報提供に協力する。

③ 町は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、県や業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。

3-1-2. 双方向のコミュニケーションの実施

初動期に準じた対応を行う。

3-1-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

初動期に準じた対応を行う。

3-2. リスク評価に基づく方針の決定・見直し

【町対策本部、健康福祉課、関係各課】

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかになった状況に応じて、以下のとおり対応する。

3-2-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを念頭に、町内でも感染拡大防止を徹底することが考えられる。その際、町民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に説明する。

また、町民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、町は、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人が行う基本的な感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、国や県が町民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、国や県の情報共有を参考に可能な限り科学的根拠等に基づいて説明を行う。

3-2-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

3-2-2-1. 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。その際、町民等が適切に対応できるよう、国や県等の情報を基にその時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。

3-2-2-2. こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や町民等への協力要請の方法が異なり得ることから、当該対策を実施する理由等について、国や県等の情報を基に可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。

3-2-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、国や県の情報を基に丁寧に情報提供・共有を行う。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。また、順次、広報体制の縮小等を行う。

第1節 準備期**【健康福祉課、関係各課】****(1) 目的**

新型インフルエンザ等の発生時に、国や県が行う、まん延防止対策へ協力するとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、町民や事業者の理解促進に取り組む。

(2) 所要の対応**1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等**

① 町は、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、町民の生命及び健康を保護するためには町民一人一人の感染対策への協力が重要であること等について理解促進を図る。

② 町は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図るとともに、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

③ 町は、新型インフルエンザ等の発生時に、国や県により実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策（休業要請や不要不急の外出自粛要請等）への理解促進を図る県の取り組みに協力する。

第2節 初動期**【健康福祉課、関係各課】****(1) 目的**

新型インフルエンザ等の発生時には、国、県によるまん延防止対策の適切かつ迅速な実施が図られる。このため、町内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

(2) 所要の対応**2-1. 町内でのまん延防止対策の準備**

町は、国や県からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

第3節 対応期**【健康福祉課、関係各課】****(1) 目的**

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、国、県によりまん延防止対策が講じられる。その際、町民生活や社会経済活動への影響も十分考慮し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、町民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

(2) 所要の対応**3-1. まん延防止対策等への協力**

茨城県行動計画第6章まん延防止第3節対応期の指針を踏まえ、県からの要請等に基づき適宜協力する。

第1節 準備期

【健康福祉課】

(1) 目的

町は、ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために国、県、医師会等と連携し、必要な準備を行う。

(2) 所要の対応

1-1. ワクチンの接種に必要な資材

町は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表1 予防接種に必要なとなる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋（S・M・L） ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト
	【文房具類】
	☐ ボールペン（赤・黒） ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ
	【会場設営物品】
	☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等

1-2. ワクチンの供給体制

ワクチンの流通に係る体制の整備については、県が町町村、医師会、卸売販売業者団体等の関係者と協議の上、ワクチンの円滑な流通を可能とするための体制を構築する。町は、県、医師会、医療機関との連携を密にし、ワクチン供給に係る準備を行う。

1-3. 接種体制の構築

1-3-1. 接種体制

町は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう接種会場や接種に携わる医療従事者の確保、接種の優先順位の考え方等について整理する。また、町は、県、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

1-3-2. 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員は、町を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。

特定接種の対象となり得る町の職員については、町が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。

1-3-3. 住民接種

町は、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 6 条第 3 項の規定による予防接種の実施に関し、平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

（ア）町は、国や県等の協力を得ながら、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

a 町は、住民接種については、厚生労働省及び県の協力を得ながら、希望する住民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列举する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、茨城県県央医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

i 接種対象者数

ii 町の人員体制の確保

iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保

iv 接種場所の確保（国保七会診療所、医療機関、茨城県中央保健所、保健福祉センター、学校等）及び運営方法の策定

v 接種に必要な資材等の確保

vi 国、県及び市町村間や、茨城県県央医師会等の関係団体への連絡体制の構築

vii 接種に関する住民への周知方法の策定

b 町は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町又は県の介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局等が連携し、これらの者への接種体制を検討すること。

表3 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1～6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者※	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6歳～18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

※乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

- c 町は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種か個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定すること。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、町は、茨城県県央医師会等の協力を得てその確保を図るべきであり、個別接種、集団的接種いずれの場合も、茨城県県央医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得ることが望ましい。
- d 町は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討すること。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮すること。なお、医師及び看護師の配置については自らが直接運営するほか、茨城県県央医師会等と委託契約を締結し、茨城県県央医師会等が運営を行うことも可能である。
- （イ）町は、円滑な接種の実施のため、予防接種関係のシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、町外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。
- （ウ）町は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。また、国等から、接種体制の具体的なモデルを示す等の技術的な支援を受ける。

1-4. 情報提供・共有

町は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、町民等の理解促進を図る。

1-5. DXの推進

① 町は、予防接種事務のデジタル化に向けて、国が示す予防接種関係のシステム（健康管理システム等）に関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を進める。

② 町は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。

③ 町は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を住民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備を行う。

第2節 初動期

【町対策本部、健康福祉課、関係各課】

（１）目的

国の方針に基づき、接種体制等の必要な準備を進める。

（２）所要の対応

2-1. 接種体制

2-1-1. 接種体制の構築

町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

また、国は、大規模接種会場の設置や職域接種等の実施の要否について検討し、町は、これらの実施が必要な場合は、必要な準備を行う。

2-2. ワクチンの接種に必要な資材

町は、第4章第1節1-1において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

2-2-1. 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、県及び町は、医師会等の協力を得て、その確保を図る。

2-2-2. 住民接種

- ① 町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- ② 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管課の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。
- ③ 予防接種に必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、県の保護施設担当部局及び福祉事務所及び町介護保険、障害保健福祉課局と町衛生課局が連携し行うこと（調整を要する施設等及びその被接種者数を介護保険課局や障がい健福祉所課局又は県の保護施設担当部局及び福祉事務所が中心に取りまとめ、接種に係る医師会等の調整等は衛生課局と連携し行うこと等）が考えられる。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。
- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、町は茨城県県央医師会等の協力を得て、その確保を図る。
- ⑤ 町は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、茨城県県央医師会、近隣地方公共団体、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことの出来る体制を確保するほか、必要に応じ、保健福祉センター、学校などの公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。また、県においては、町の接種負担の軽減を図るため、大規模接種会場を設けることも考えられる。
- ⑥ 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、県または町の介護保険課局等、茨城県県央医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。
- ⑦ 町は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。
- ⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所の開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や機関が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定すること。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名おくこと（接種後の状態観察を担

当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。)、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当することなどが考えられる。

⑨ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、あらかじめ茨城県県央医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行うこと。

また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県、医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保すること。アルコール綿、医療廃棄物容器等については原則として全て町が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。具体的な必要物品としては本章第1節1-1に示した物品に準じるものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討すること。

⑩ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守し、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等について相談して行う。

⑪ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行うこと。

第3節 対応期

【町対策本部、健康福祉課、関係各課】

（１）目的

町は、確保したワクチンを円滑に流通させ、構築した接種体制に基づき、迅速に接種できるようにする。また、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行うとともに、健康被害の迅速な救済に努める。

あらかじめ準備期に計画した供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

（２）所要の対応

国の方針に基づき、接種体制等の必要な準備を進める。

3-1. ワクチンや必要な資材の供給

- ① 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、予防接種（ワクチン）に関するガイドラインの第3章3を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- ② 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。
- ③ 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。
- ④ 町は、厚生労働省からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、県を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。

3-2. 接種体制

町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

3-2-1. 特定接種

3-2-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、町は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる本町職員に対して集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 予防接種体制の構築

- ① 町は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に町において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- ② 町は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
- ③ 町は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。
- ④ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、町は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。

⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。

⑥ 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の介護保険課局等、及び茨城県県央医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-2-2-2. 接種に関する情報提供・共有

① 町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

② 町が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。

③ 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトやSNSを活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。

3-2-2-3. 接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健福祉センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の介護保険課局、茨城県県央医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-2-2-4. 接種記録の管理

国、県及び町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3-3. 健康被害救済

① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は町となる。

② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた町とする。

③ 町は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

3-4. 情報提供・共有

- ① 町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。
- ② 町は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。
- ③ パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、町は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

3-4-1. 特定接種に係る対応

町は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

3-4-2. 住民接種に係る対応

- ① 町は、実施主体として、国保七会診療所、医療機関等との連携を密にし、住民からの基本的な相談に応じる。
- ② 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
 - a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ③ これらを踏まえ、広報に当たっては、町は、次のような点に留意する。
 - a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。
 - b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。
 - c 接種の時期、方法など、住民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。

第1節 準備期～第2節 初動期**【健康福祉課、関係各課】****（１）目的**

感染症有事には、保健所は感染症対策の実施を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。感染症有事において、県と保健所等の役割分担や業務量が急増した際の両者の連携と応援や受援の体制、関係する市町村間における役割分担を明確化するとともにそれらが相互に密接に連携できるようにする。

（２）所要の対応

町は、茨城県行動計画第11章保健の第1節準備期及び第2節初動期の指針を踏まえ、県からの要請に基づき適宜協力する。

第3節 対応期**【健康福祉課、関係各課】****（１）目的**

町は、県及び保健所からの要請に基づき感染症危機に対応することで、町民の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

（２）所要の対応**3-1. 有事体制への移行**

町は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する町民の理解の増進を図るために必要な情報を県と共有する。

3-2. 主な対応業務の実施

町は、県等と連携して、以下の感染症対応業務に協力する。

3-2-1. 健康観察及び生活支援

① 町は、県が新型インフルエンザ等の患者等やその濃厚接触者に対して、外出自粛要請や就業制限を行う際に、定められた期間行う健康観察に協力する。

② 町は、必要に応じ、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

第1節 準備期**【総務課、健康福祉課】****（１）目的**

町は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

（２）所要の対応**1-1. 感染症対策物資等の備蓄等**

① 町は、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

② 町消防本部は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

第2節 初動期 ～ 第3節 対応期**【町対策本部、健康福祉課】****（１）目的**

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。町は、国や県と連携して有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

（２）所要の対応

町は、茨城県行動計画第12章物資の第2節初動期、第3節対応期の指針を踏まえ、県からの要請に基づき適宜協力する。

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により、町民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。県及び町は、自ら必要な準備を行いながら事業者や町民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

(2) 所要の対応

1-1. 情報共有体制の整備【健康福祉課、関係各課】

町は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、県や関係機関との連携や庁内での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備【健康福祉課、関係各課】

町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

1-3. 物資及び資材の備蓄【総務課、健康福祉課】

① 町は、町行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）1-1 で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

② 町は、事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備【長寿応援課、健康福祉課、関係各課】

町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておくよう努める。

1-5. 火葬体制の構築【町民課、健康福祉課】

町は、近隣自治体の火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行う。

第2節 初動期

(1) 目的

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行う。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、町民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

(2) 所要の対応

2-1. 事業継続に向けた準備等の勧奨【町対策本部、関係各課】

町は、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう勧奨する。

2-2. 生活関連物資等の安定供給に関する町民等への呼び掛け【町対策本部、関係各課】

町は、町民等に対し、生活関連物資等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼び掛ける。

2-3. 遺体の火葬・安置【町対策本部、町民課、関係各課】

町は、近隣自治体の火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行う。

第3節 対応期

(1) 目的

町は、準備期での対応を基に、町民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

(2) 所要の対応

3-1. 町民生活の安定の確保を対象とした対応【町対策本部、関係各課】

3-1-1. 生活関連物資等の安定供給に関する町民等への呼び掛け

町は、町民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛ける。

3-1-2. 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。（関係各課）

3-1-3. 生活支援を要する者への支援

町は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

3-1-4. 教育及び学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

3-1-5. サービス水準に係る町民への周知

町は、必要に応じて、町民等に対し、新型インフルエンザ等の感染拡大時にサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、理解を得るよう努める。

3-1-6. 生活関連物資等の価格の安定等

① 国、県及び町は、町民の生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

② 国、県及び町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

③ 国、県及び町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、それぞれの行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。

④ 国、県及び町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）、物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

3-1-7. 埋葬・火葬の特例等

① 町は、近隣自治体の火葬場において可能な限り火葬炉を稼働することができているか、県と連携しながら火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握を行う。

② 町は、死亡者が増加し、近隣自治体の火葬場において火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応【町対策本部、関係各課】

3-2-1. 事業者に対する支援

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、町民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置、その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

3-2-2. 町民の生活及び経済の安定に関する措置

水道事業者等である町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

3-2-3. 町民生活及び社会経済活動の両方の安定の確保を対象とした対応

町は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた、町民生活及び社会経済活動への影響に対し、国や県と連携しながら、必要に応じた支援を行う。

用語集

用語	内容
医療計画	医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症指定医療機関	政府行動計画においては、感染症法第 6 条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（薬機法第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こす A 型又は A 型のような毎年の抗原変異が起こらない B 型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
協定締結医療機関	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定を締結する医療機関。「病床確保」、「発熱外来」、「自宅療養者等への医療の提供」、「後方支援」、「医療人材の派遣」のいずれか 1 つ以上の医療措置を実施する。
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。

用語	内容
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
検査等措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
指定（地方）公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。 政府行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
町対策本部	城里町新型インフルエンザ対策本部をいう（P46～P48 参照）。

○城里町新型インフルエンザ対策本部設置要綱

平成 21 年 5 月 17 日

訓令第 2 号

（設置）

第 1 条 新型インフルエンザが町内に発生した場合又は発生するおそれがある場合において、新型インフルエンザの発生に緊急に対処するため、城里町新型インフルエンザ対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 新型インフルエンザの町内発生に備えた総合的な対策に関する事項
- （2） 新型インフルエンザの町内発生時における町民等への支援・指導に関する事項
- （3） 新型インフルエンザの町内発生時における被害拡大防止に関する事項
- （4） 関係機関等の連絡調整に関する事項
- （5） その他新型インフルエンザ対策に関し必要な事項

（構成）

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員（以下「構成員」という。）をもって構成する。

2 本部長には町長、副本部長には副町長及び教育長を、本部員には別表第 1 に定める者をもって充てる。

3 本部長は、本部を主宰する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（本部会議）

第 4 条 本部の会議（以下「本部会議」という。）は、必要に応じ本部長が招集する。

2 本部長は、本部会議の議長となる。

3 本部長が必要と認めるときは、本部会議に構成員以外の者を出席させることができる。

（対策会議）

第 5 条 本部に新型インフルエンザ対策会議（以下「対策会議」という。）を置く。

2 対策会議は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長には副町長、副委員長には教育長を、委員には別表第 2 に定める者をもって充てる。

4 対策会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 新型インフルエンザの町内発生に備えた総合的な対策の立案に関する事項
- （2） 城里町新型インフルエンザ行動計画及び行動マニュアルの策定に関する事項
- （3） 新型インフルエンザの発生状況等の情報収集・情報分析に関する事項
- （4） 新型インフルエンザに関する町民等への情報提供に関する事項
- （5） 新型インフルエンザの発生時における町民等への支援・指導に関する事項
- （6） 庁内業務継続のための組織体制の整備等に関する事項

- (7) 関係機関等との連絡調整に関する事項
- (8) 新型インフルエンザ対策の実施に関する予算等に関する事項
- (9) その他新型インフルエンザ対策に関し必要な事項

(庶務)

第6条 本部及び対策会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

(解散)

第7条 本部及び対策会議は、本部長が新型インフルエンザの流行が終息したと判断したときに解散する。

附 則 (略)

この訓令は、平成21年5月19日から施行する。

附 則 (平成28年訓令第15号) 抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現に改正前の訓令の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成29年訓令第15号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成30年2月13日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現に改正前の訓令の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (令和6年訓令第5号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現に改正前の訓令の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (令和7年訓令第7号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現に改正前の訓令の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第 1（第 3 条関係）

まちづくり戦略課長，総務課長，町民課長，財務課長，税務課長，国保年金課長，長寿応援課長，健康福祉課長，農業政策課長，都市建設課長，上下水道課長，会計課長，議会事務局長，農業委員会事務局長，教育委員会事務局長，桂町民センター長，七会町民センター長

別表第 2（第 5 条関係）

まちづくり戦略課長，総務課長，町民課長，財務課長，税務課長，国保年金課長，長寿応援課長，健康福祉課長，農業政策課長，都市建設課長，上下水道課長，教育委員会事務局長

(策定：平成 27 年 3 月)

(改定：令和 8 年 7 月)

※注記

1. 県行動計画に記載があり、町行動計画に記載のない項目については、県行動計画によるものとする。
2. 県行動計画及び町行動計画に記載のないものについては、県と協議する。

城里町新型インフルエンザ等対策行動計画

城里町健康福祉課（常北保健福祉センター内）

TEL：029－240－6550

FAX：029－240－6466